

第2章 ため池に関する現況整理

2-1. 関係法令・上位関連計画の整理

(1) ため池に関する関係法令等

本市では急速な宅地化が進む中で、ため池やその周辺の自然環境の保全を目的とした「春日市溜池保全条例」を制定し、緑豊かな都市を形成してきました。一方、国においては平成30年7月に豪雨でのため池の決壊などによる被害が全国的に問題になったことを契機とし、ため池の防災対策に関する法律等が施行されています。

これらを背景に、本市の第6次春日市総合計画などでは、ため池の保全だけでなく災害リスク等も踏まえた今後のあり方について検討することとされています。

春日市におけるため池に関する条例・計画等

【春日市のため池保全のための条例の制定】

●溜池の保全に関する条例（昭和49年12月25日制定）

※ため池の**水質保全**が目的、罰則規定はなし



●春日市溜池保全条例（昭和60年6月26日制定）

※ため池とその周辺の緑地の**環境保全**が目的、**罰則規定を設ける**

ため池の防災対策に関する法律・計画等

【ため池の防災対策に関する法律】

●農業用ため池の管理及び保全に関する法律

（令和元年7月1日施行）

※趣旨：農業用ため池の情報を適切に把握し、適正に管理及び保全することで決壊による災害を防止する。「防災重点農業用ため池」の「防災工事」を行う必要がある。（事業主体：ため池の所有者等 ※都道府県による代執行が可能）

●防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

（令和2年10月1日施行）

※趣旨：「防災重点農業用ため池」の「防災工事等」の期限（令和12年度末まで）を決めて計画的な推進を図る。

【法律に基づく県計画】

●福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

（令和3年3月公表）

（事業主体：都道府県又は市町村）

【春日市におけるため池の今後の方針に関連する計画】

●第6次春日市総合計画（令和3年策定）

●第2次春日市都市計画マスタープラン（令和3年策定）

●第2次春日市緑の基本計画（令和3年策定）

●第3次春日市環境基本計画（令和3年策定）

●春日市国土強靱化地域計画（令和3年策定）

●春日市地域防災計画（令和2年策定）

※ため池や周辺環境の保全だけでなく、**災害リスクの観点等も踏まえたため池のあり方を検討**することや、**ため池の防災対策等**についての方向性を定めている

(2) 春日市におけるため池に関する条例・計画等

本市は、ため池の適正な保全を総合的に推進するため「春日市溜池保全条例」を制定しています。

また、第 6 次春日市総合計画や第 2 次春日市都市計画マスタープランなどでは、ため池の保全・活用の方針について、さらに国土強靱化地域計画や地域防災計画では、ため池の安全対策等の方針を定めています。

■ 条例

春日市溜池保全条例（昭和 60 年 6 月 26 日当初制定）

同施行規則（昭和 61 年 3 月 25 日当初制定）

市民の健康で文化的な生活を確保し、公共の福祉に寄与することを目的として、溜池の適正な保全を総合的に推進すべく必要な事項を定めるもの。溜池保全地区に指定された場合、土地の開発や宅地の造成、埋立、土石の採取、工作物の設置などの行為について市長の許可が必要。

○溜池保全地区の指定要件

- ・満水面積 1,000 ㎡以上の溜池で、満水面界から水平距離 10m の範囲で特に良好な自然環境を形成しているもの

○助成

- ・溜池保全地区の植生を保全する場合は固定資産税及び都市計画税相当額
- ・溜池保全地区の緑化を推進する場合は植栽費用の 1/3 以内
- ・溜池保全地区の植生が当該溜池保全地区以外の土地等における市民生活を損ない、又は損なうおそれがあり、かつ、その原因の除去が通常行うべき管理では困難であると認められる場合において、当該原因を除去する作業を事業者に請け負わせて行うときにあっては、当該作業に要する費用の 2 分の 1 の額（150,000 円を限度）

【関連】春日市松くい虫防除事業実施要綱（平成 6 年 3 月 31 日当初制定）

溜池保全地区に生息する松（直径 10cm 以上）に対し、松くい虫防除事業を実施するもの

■関連計画

第 6 次春日市総合計画	
■計画期間	令和 3 年度から令和 12 年度
■将来都市像	住みよさ実感都市かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～
■ため池に関する方策	
基本目標 4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち	
【4-4 憩いの空間の整備・維持】	
・施策 3：ため池の保全等	
①将来的なため池のあり方の検討	
景観保全、農業用水利用、災害リスクなどの観点から、それぞれのため池の現状を踏まえ、春日市における将来的なため池のあり方を検討する。	
②ため池周辺の環境維持	
溜池保全地区の植生管理などを通して、ため池とその周辺緑地を保全し、良好な自然環境の維持に努める。	

第 2 次春日市都市計画マスタープラン	
■計画期間	令和 3 年度から令和 22 年度
■まちづくりの理念	～福岡で最も「住みよい」都市づくり～ 人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かすが
■ため池に関するまちづくり方針	
分野別まちづくり方針 3<都市施設の整備方針>	
【3-3 公園緑地体系の整備方針】	
(2) ため池・その他緑地	
・ 市域南部を中心に点在するため池は、本市の特徴的な環境要素であり、防災上の安全性と環境保全の必要性を考慮しながら保全・活用を図る。	
分野別まちづくり方針 6<安全・安心まちづくり方針>	
【6-2-1 災害に強い都市づくり】	
(2) 宅地、ため池等の安全対策	
・ ため池については、治水対策及び土砂災害対策として、適切な維持管理を促進する。また、防災重点農業用ため池については、利用状況や安全性等を総合的に勘案し、ストックの適正化（機能の向上・廃止等）、保全管理体制の強化、地震・豪雨等に対する補強対策等、各々のため池に応じた対策を検討する。 ・ 市南部のため池周辺等に点在している土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、警戒・避難体制の構築等、適切な対応に努める。	

第 2 次春日市緑の基本計画	
■計画期間	令和 3 年度から令和 22 年度
■基本理念	みんなでつなぐ ふるさと かすかの緑
■ため池に関する方針	
第 5 章 系統別緑の配置方針	
【1 系統別緑のまちづくり方針__1-1 自然環境】	
1-1-1 二大公園やため池とその周辺の緑地を基調とした豊かな自然環境の形成	
市の南東部には、市の二大公園（春日公園・白水大池公園）や比較的規模の大きいため池（春日貯水池や大牟田池等）が残されている。 このような貴重な緑地・水面を保全しながら、街路樹・河川・住宅地・公共施設等の緑化を併せて行い、緑のネットワークをつなげることで、市民の憩いや生物多様性を実現する豊かな自然環境の形成を図る。	
1-1-3 点在する農地・ため池のあり方の検討	
市の西部の小規模な田畑や多くのため池は戦前まで純農村であった春日市の歴史的な資源とも言える。一方で、宅地開発によってほぼ市街地化した現代において、浸水被害等の防災の観点から、農地・ため池のあり方を検討していく必要がある。 自然環境への影響や、市民農園など市民レクリエーションの場としての農地の確保、身近な親水空間としてのため池の活用等も考慮しながら、将来的な農地・ため池のあり方を検討する。	
【1 系統別緑のまちづくり方針__1-3 防災】	
1-3-1 ため池の適切な維持管理による貯留機能の発揮	
市内に点在するため池は貯留機能を有し、特に白水池などは雨水貯留機能を持っている。近年多発する豪雨災害や内水氾濫の被害抑制のためにも、これらのため池の適切な維持管理により、防災機能の向上を図る。 また、ため池は貯留機能を持つ一方で、決壊時には周辺宅地の浸水被害が懸念される。防災重点農業用ため池をはじめとした防災上対策が必要なため池については、周辺農地の農業用水利用状況や雨水排水施設の整備状況等を総合的に勘案し、ストックの適正化（機能の向上、廃止等）、保全管理体制の強化、耐震・豪雨等に対する補強対策等、それぞれのため池の状況に応じた対策を検討する。	

第3次春日市環境基本計画

■計画期間	令和3年度から令和12年度
■目指す環境都市像	ずっと住み続けたい共生のまち かすが ～人と生きものがともに暮らす魅力あるまち～
■ため池に関する方策等	
4章 環境都市像の実現に向けた取組 【基本方針1 貴重な自然・歴史を次世代へつなぐまちづくり】 <u>基本施策1-1 水と緑あふれるまち</u> 貴重な自然環境を積極的に保全・活用し、市民が水と緑を身近に感じることができるまちを目指す <u>基本施策1-2 身近な生きものと共生するまち</u> 生きものが暮らす環境を保全するとともに、観察会等を通じて自然環境への理解を深めることで、身近な生きものと共生するまちを目指す 【基本方針2 良好な生活環境を守るまちづくり】 <u>基本施策2-3 きれいな水の保全</u> 河川等の水質監視や不法投棄防止対策を推進し、水がきれいなまちを目指す 【基本方針3 地球環境にやさしいまちづくり】 <u>基本施策3-2 気候変動への適応</u> 気候変動の影響を回避・軽減するため、日頃から防災意識を高める等、気候変動に適応したまちを目指す	

春日市国土強靱化地域計画	
■計画期間	令和３年度から令和７年度
■基本目標	(1)人命の保護が最大限図られること (2)市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること (3)市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4)迅速な復旧・復興
■ため池に関する取組	
【事前に備えるべき目標 7__制御不能な二次災害を発生させない】 ・起きてはならない最悪の事態 7-1： ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生 <u>回避に向けた課題（評価結果）</u> ①県が防災重点農業用ため池として位置づけたため池を中心に、ため池施設の点検・耐震診断を行い、適切な維持管理と防災・減災対策を行う必要がある。 ②ハザードマップにより、ため池損壊時の被害区域や浸水の深さなどを事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上やため池損壊時における避難行動等の確認等につながり、被害の軽減に極めて有効であることから、その作成及び周知に努めていく必要がある。	

春日市地域防災計画	
■策定時期	令和２年３月
■計画の目標	(1) 災害に強い防災体制の確立 (2) 市民の防災行動力の向上 (3) 災害に強い都市構造の形成
■ため池に関する方策等	
４章 災害に強い都市構造の形成 【２ 宅地及びため池等の安全対策】 (３) ため池等の安全対策 所有者と協議を行い、現地調査、漏水調査、ボーリング調査等を実施し、堤体の補強、漏水防止等の対策工事を施工する。	

(3) ため池の防災対策に関する法律・計画等

平成 30 年 7 月豪雨による多くのため池の決壊を契機に、ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するための「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」、防災重点農業用ため池に関する防災工事などの推進を図るための「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定されています。

また、福岡県では、上記に基づき「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事推進計画」が策定されています。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律	
■施行日	令和元年 7 月 1 日施行
■目的	農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止すること
■概要	
【定義】 ・農業用ため池 農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。ただし、堤高 15m 以上のダム（河川法第 44 条第 1 項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの）は本法律の対象に含めない。 ・管理者 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者。（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。） ・防災工事 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事で、農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。 【農業用ため池の届出・管理】 ・農業用ため池の所有者は、農業用ため池を設置又は廃止したときは、遅滞なく都道府県に届出を行うことが必要（届出情報に変更があった場合も同様）。 ・施行日前に設置された農業用ため池（以下「既存農業用ため池」という。）については、施行日から 6 か月以内に所有者又は管理者が届出を行うことが必要。 【特定農業用ため池の指定等】 ・都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。 ・特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可等が必要。 ・市町村は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知するよう努める。	

【特定農業用ため池の防災工事の施行】

- ・ 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、工事に着手する 30 日前までに都道府県への防災工事計画の届出が必要。
- ・ 特定農業用ため池に指定された際に現に施行している場合は、指定日から 30 日以内に防災工事計画の届出が必要。
- ・ 都道府県は、防災工事計画の内容が特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないときと認めるときは、届出を受理した日から 30 日以内に計画の変更を命ずることができる。
- ・ 都道府県は、第 6 条の勧告を受けたにもかかわらず正当な理由なく防災工事を施行しない特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、防災工事の施行を命ずることができる。
- ・ 都道府県は、上記の命令を受けた者が防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、施行する見込みがないとき、防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき又は緊急の場合で防災工事の勧告若しくは命令をするいとまがないときは、所有者等に代わって防災工事を施行することができる。
- ・ 防災工事の代執行に要した費用は、所有者等から徴収することができる。

【報告徴収・立入調査】

- ・ 都道府県は、本法律の施行のために必要があるときは、農業用ため池の所有者等に対して管理の状況に関する報告を求めることができる。（第 18 条関係）
- ・ 都道府県は、必要があるときは、農業用ため池又は他人の土地に職員又は委任した者に立ち入らせ、現地調査（測量等）を行うことができる。
- ・ 上記立入りについて、必要があるときは、市町村に必要な協力を求めることができる。



- ・ 農業用ため池の所有者は、ため池の諸元や行為、廃止の届出が必要
- ・ 農業用ため池の**所有者及び管理者**は、農業用ため池の**適正な管理**に努める
- ・ 都道府県は、農業用ため池の所有者及び管理者に対し、防災工事の施行等の勧告を行うことができる
- ・ 都道府県は、決壊による水害等により周辺区域に被害を及ぼすおそれのあるものを**特定農業用ため池**に指定することができる
- ・ 都道府県は、特定農業用ため池の所有者及び管理者に対し、必要な**防災工事の施行**を命ずることができる
- ・ 特定農業用ため池の防災工事が施行されないときや緊急の場合は、**都道府県による代執行**が可能であり、その**費用は所有者及び管理者から徴収**することができる

●「農業用ため池」とは

堤体及び取水設備により構成される貯留施設のこと。水田に安定して用水を供給するため、水を貯えておくことができるよう人工的に造成されたものである。「ため池」ともいう。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律においては、現在、利用している施設のほか、現在は利用していない施設でも利用できる状態にある施設が該当する。

●「特定農業用ため池」とは

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都道府県知事が指定したもの。

●「特定農業用ため池の指定基準」とは

[指定基準]

- ① ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から 100～500m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯留量が 1,000 m³以上である。
- ③ ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯留量が 5,000 m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法	
■施行日等	令和 2 年 10 月 1 日施行、令和 13 年 3 月 31 日失効
■目的	防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。
■概要	
【定義】 ・ 防災工事：農業用ため池の決壊を阻止するために施行する工事（廃止工事を含む） ・ 劣化状況評価：防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価 ・ 地震・豪雨耐性評価：防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価 【基本方針】 農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を策定 【防災重点農業用ため池の指定】 都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定できる 【推進計画】 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定 -内容- ①防災工事等の推進に関する基本指針 ②劣化状況評価の実施に関する事項 ③地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 ④防災工事の実施に関する事項 ⑤市町村との役割分担及び連携に関する事項 等 【都道府県の援助】 都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。 土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。 【財政上の措置】 推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について国の必要な財政上の措置 【地方債についての配慮】 推進計画に基づく事業の経費に充てる地方債について特別の配慮	



- ・ 都道府県知事は、防災工事等基本指針に基づき、**防災重点農業用ため池**を指定
- ・ 都道府県知事は、防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、**防災工事等推進計画**を策定
- ・ 防災重点農業用ため池の防災工事等に対し、必要な財政上の措置及び地方債への特別な配慮を規定（期限は令和 12 年度末まで）

●「防災重点農業用ため池」とは

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき都道府県知事が指定したもの。

防災重点農業用ため池の指定条件は、特定農業用ため池の指定基準と同じ。

※防災重点農業用ため池のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが特定農業用ため池となる。

福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画	
■公表日	令和3年3月31日
■防災工事等の推進に関する基本的な指針等	
ため池の決壊による被災を未然に防止するため、ため池の防災減災対策を推進する。 ○劣化状況評価（令和12年度までに劣化状況評価を完了させる） 法の有効期間内に全ての防災重点農業用ため池に対し、評価を実施する。 ○地震・豪雨耐性評価（令和12年度までに地震・豪雨耐性評価を完了させる） 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」に示す実施要件に該当するため池に対し、評価を実施する。 ○防災工事 上記の評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、防災工事の優先順位を明らかにした上で、防災工事を集中的かつ計画的に推進する。 ○防災工事等の実施主体 ◇劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価：市町村 ◇防災工事（廃止工事を除く） ・特定農業用ため池：原則、市町村 ・受益面積2ha以上の防災重点農業用ため池：県及び市町村 ・受益面積2ha未満の防災重点農業用ため池：市町村 ◇廃止工事：市町村 ○技術指導等の内容、情報共有及び連携の方法 福岡県ため池管理保全支援センターは、相談窓口、研修会、現場パトロール等を実施する。県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者で毎年度、各評価の結果、防災工事等に係る情報共有を行い、適宜、防災工事等推進計画の見直しを検討する。 ○管理対策 防災工事までに一定の期間を要する防災重点農業用ため池においては、応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図り、ソフト対策を実施することで、緊急時の避難行動につなげる。	



- ・ 防災重点農業用ため池の**劣化状況評価**、**地震・豪雨耐性評価**を実施
- ・ 役割分担を明確にし、**防災工事**を集中的かつ計画的に推進

●「劣化状況評価」とは

農業用ため池の決壊を防止するために行う工事（防災工事）の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価
 [防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 第2条第4項]

●「地震・豪雨耐性評価」とは

防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震または豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価
 [防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 第2条第5項]

(4) 春日市溜池保全条例をめぐる検討課題

昭和 60 年に制定した「春日市溜池保全条例」は、ため池とその周辺の緑地の環境保全を目的としていることは全国的にも珍しく、本市の「緑豊かな都市」のイメージづくりに貢献しています。さらに、本条例により、ため池が「歴史的遺産」及び「自然環境の中心的存在」として認識され、ため池とその周辺の自然環境の保全に寄与しています。

一方、本条例をめぐり、次のような検討課題が顕在化しています。

1. 個人の財産権と条例による規制との調整

- ・ため池及び溜池保全地区が民有地の場合、財産権に制限を課している状況^{※1}である
(公共の福祉^{※2}の観点から、受忍限度^{※3}の範囲とみなしている)
- ・本条例に基づく行為の制限により、土地の利用に支障が出ているケースがある

2. 安全管理の責任所在の明確化

- ・社会通念上、ため池の所有者及び水利権者が管理責任を負うべきものと理解されるが、本条例を制定していることにより、ため池で事故や災害が発生した場合の責任の所在があいまいになっている

※1 本条例により、ため池の埋立てや溜池保全地区（ため池及びため池の水平距離 10m の範囲）における土地の形質変更を制限している

※2 公共の福祉…個人の個別的利益に対して、多数の個々の利益が調和したところに成立する全体の利益のこと

※3 受忍限度…社会通念上、我慢できる被害の程度のこと

(5) 防災重点農業用ため池の評価、防災工事の実施に関する課題

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」および「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、市内の防災重点農業用ため池については、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を行う必要があります。さらに、それらの評価により防災工事が必要と判断された場合、防災工事を集中的かつ計画的に推進しなければなりません。

防災重点農業用ため池の防災工事にあたっては、国・県、市のほか、所有者に対しても費用負担が発生します。

■本市における任意の防災重点農業用ため池の調査～防災工事の費用想定

	項目	概算費用（千円）
1	劣化調査	500
2	耐震調査	20,000
3	基本設計	10,000
4	詳細設計	10,000
5	防災工事	300,000
	計	340,500

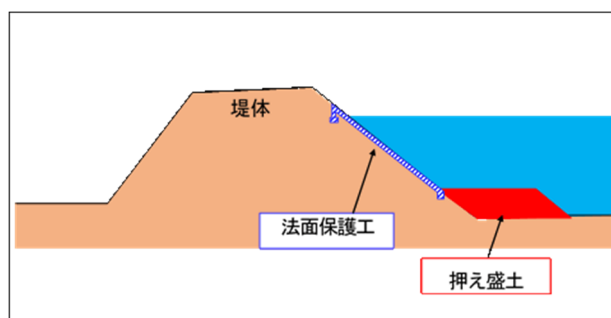
■防災工事（300,000 千円）について

費用割合：国＋県　＝約 225,000 千円（75%）

市＋地元　＝約 75,000 千円（25%）

※負担割合は協議が必要

※仮に堤体が決壊した場合⇒災害復旧工事に関わる補助金は、市が所有者になって工事を行わなければ活用が出来ません。



資料：庁内資料

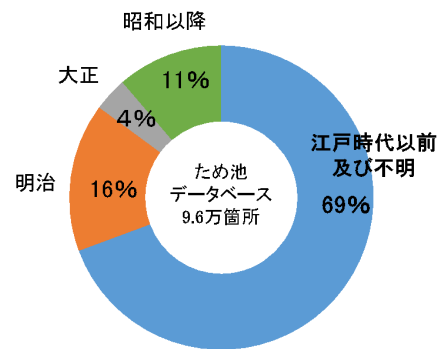
図　ため池の堤体の防災工事の工法（例）

2-2. ため池を取り巻く全国的な状況

(1) ため池の全国的な状況

ため池は、水田農業を主体とする我が国において、全国に約 17 万箇所あるといわれており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本に多く分布しています。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、豪雨などに起因するため池の決壊による甚大な被害が発生しています。また、ため池は江戸時代以前に築造された施設や築造時期が明らかでない古い施設が多いことから、ため池施設の老朽化や、農業者の減少または高齢化による管理組織の弱体化、権利関係の複雑化などが懸念されます。

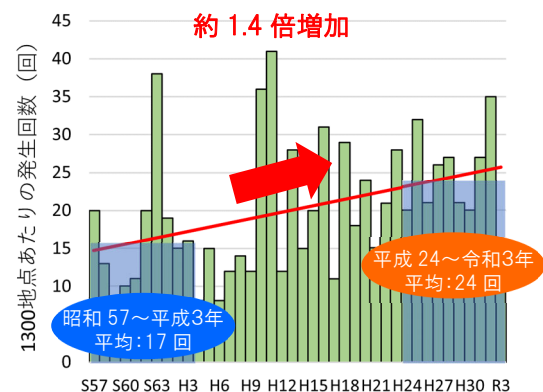
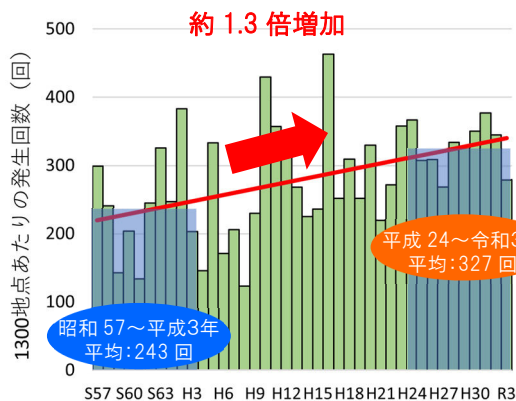


資料：農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

図 全国のため池の築造年代

(2) 近年の降雨状況

土砂災害や洪水のリスクを高める大雨は、増加の傾向がみられます。ここ 30 年で、「非常に激しい雨」(時間降水量 50 mm以上)や「猛烈な雨」(時間降水量 80 mm以上)は増加しており、大雨による土砂災害やため池の決壊などの危険性が高まっています。



資料：各種データ・資料（気象庁 HP）を加工

図 全国の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の経年変化（昭和 57～令和 3 年）

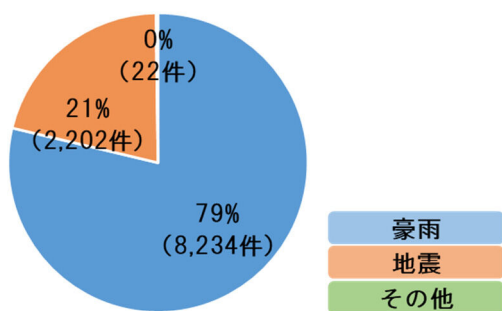
図 全国の 1 時間降水量 80mm 以上の年間発生回数の経年変化（昭和 57～令和 3 年）

(3) 近年のため池の被災状況

近年の豪雨や地震などによるため池の被害は、平成 16 年の新潟県中越地震と 10 回にわたる台風の上陸によるもの、平成 23 年の東日本大震災によるものが顕著となっています。ため池の決壊により人的被害や建物被害も発生しています。

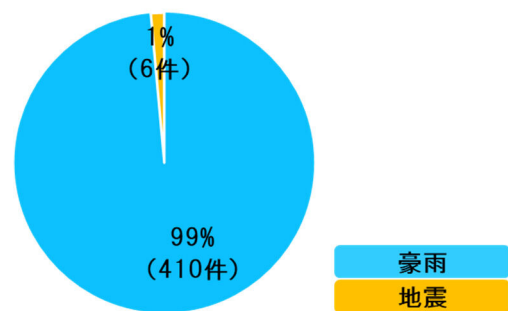
直近 10 年間における、全国のため池の被災原因およびため池の堤体決壊原因は、いずれも豪雨が多くを占め、残りが地震、その他となっています。

平成 30 年 7 月豪雨では 2 府 4 県において、計 32 件のため池決壊が発生しています。これらの多くが防災重点農業用ため池に当時指定されていなかったことから、防災重点農業用ため池の再選定や対策の強化が行われることとなりました。



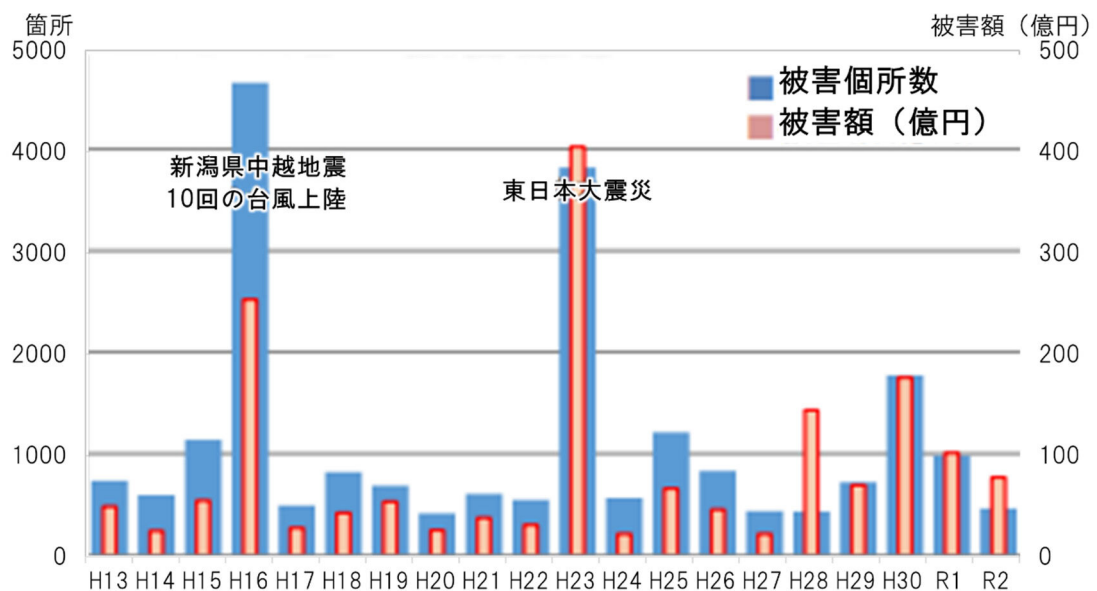
資料：ため池の被災状況（農林水産省）

図 ため池の被災原因
(平成 23 年～令和 2 年)



資料：ため池の被災状況（農林水産省）

図 ため池の堤体決壊原因
(平成 23 年～令和 2 年)

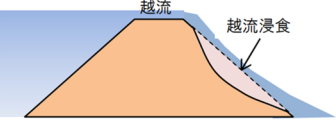
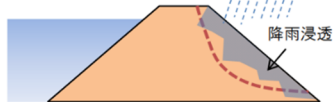
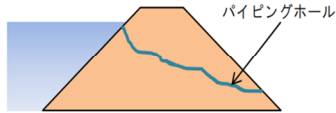
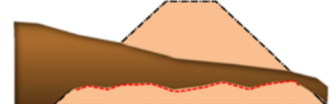


資料：ため池の被災状況（農林水産省）

図 ため池の被害推移

■豪雨・地震によるため池の決壊メカニズム

○豪雨によるため池の被災メカニズム

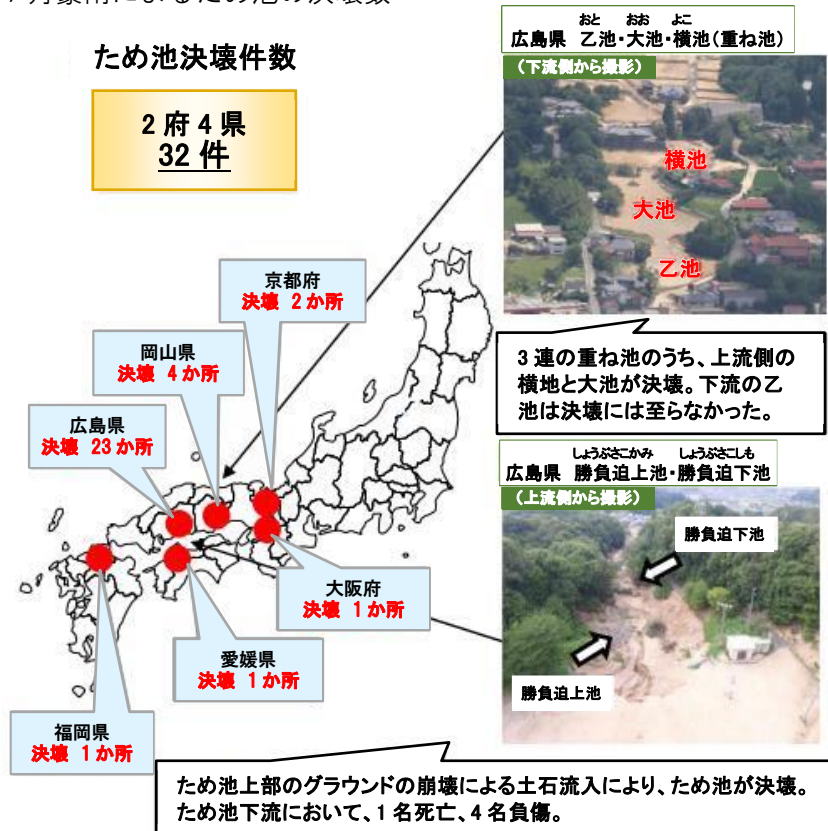
被災形態	被災メカニズム
<越流破壊> 	豪雨や洪水吐の閉塞により、貯水位が急激に上昇し、堤体を越えて流れ出すと、下流法面を浸食することによって、破壊する場合がある。また、貯水位の上昇により、堤体内の水圧も上昇し、強度が低下して破壊する場合がある。
<すべり破壊> 	貯留した水と降雨が堤体の中に浸透して、堤体内部の水分量が増加し、堤体の法面部の強度が低下することによって、法面部ですべりが発生し破壊する場合がある。
<浸透破壊> 	堤体内部が劣化して、水を遮る機能が低下すると、貯水位が上昇した時に堤体の中の水圧も上昇して強度が低下し、破壊する場合がある。また堤体内に上流から下流まで貫通した水みちが発生し破壊する場合がある。
<土石流による決壊> 	上流域の山林等の崩壊により発生した土石流等の流入により堤体が破壊される場合がある。

○地震によるため池の被災メカニズム

被災形態	被災メカニズム
<クラック> 	堤体の頂部などにクラック（亀裂）が発生する場合がある。堤体の上下流方向に生じるクラック（亀裂）は水みちとなることがあり、特に注意が必要である。
<沈下> 	堤体の形状をほぼ保ち、クラック（亀裂）などを伴いながら堤体が沈下する場合がある。多くは軟らかい地盤で発生している。
<斜面崩壊> 	堤体法面の上部が沈下し、下部がはらんで変形が生じる場合がある。
<斜面すべり> 	地震動により堤体の法面にすべりが発生する場合がある。
<崩壊> 	堤体や地盤が大きく変化し、崩壊する場合がある。決壊に至ることが多く、堤体や基礎地盤の液状化によるものと考えられる。

資料：ため池管理マニュアル（農林水産省）

■平成 30 年 7 月豪雨によるため池の決壊数



資料：平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方について（農林水産省）

図 平成 30 年 7 月豪雨によるため池の決壊数

■近年の自然災害に起因するため池の被災事例

災害名 /発生時期	市町村	災害 種類	概要
東日本大震災/平成 23 年	福島県内 市町村	地震	ため池の決壊、堤体の流出、堤体のひび割れなどが発生し、下流側へ氾濫水の流入により、建物被害や人的被害が発生した
平成 29 年 7 月九州北部豪雨 /平成 29 年	福岡県 朝倉市	豪雨	越流や決壊など、朝倉市内全 108 箇所中 48 箇所のため池で被災した
平成 30 年 7 月豪雨 /平成 30 年	福岡県 筑前町	豪雨	ため池の決壊によって下流の小学校 1 階が浸水し、児童が 3 階へ一時避難した
令和元年台風 19 号 /令和元年	宮城県 白石市	台風	ため池が決壊し、住宅浸水や、土砂流出による道路破壊や道路寸断が発生した
令和元年 8 月の前線に伴う大雨/令和元年	佐賀県 小城市	豪雨	上流側のため池の決壊により流入した土砂と貯水が下流側のため池の堤体を越流した

■近年の自然災害などによるため池の被災事例

・東日本大震災（平成 23 年）



資料：農業農村振興整備部会平成 25 年度第 1 回資料（農林水産省）

図 決壊直後の藤沼湖

図 濁流が襲った集落

・平成 29 年 7 月九州北部豪雨



資料：平成 29 年 7 月九州北部豪雨におけるため池の被害（農業農村工学会）

図 平成 29 年 7 月豪雨によるため池の決壊（福岡県朝倉市山の神ため池）

・平成 30 年 7 月豪雨



資料：広報ちくぜん No.161（筑前町）

図 決壊した中島池の堰堤

図 被災後の中牟田小学校

（福岡県筑前町中島池）

・令和元年台風 19 号



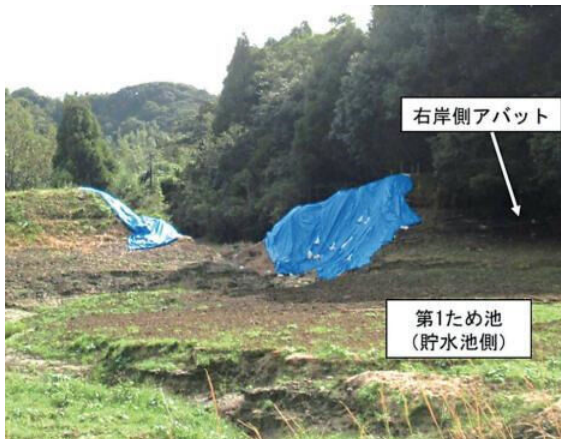
資料：農地・農業用施設被害の状況と課題（農業農村工学会）

図 決壊した逆川上ため池の堤体

図 決壊水および土砂の流下

（宮城県白石市逆川上ため池）

・令和元年 8 月の前線に伴う大雨



資料：令和元年 8 月豪雨によって決壊した佐賀県小城市におけるため池の被災メカニズムに関する一考察（日本自然災害学会）

図 決壊した西分第 1 ため池の堤体

図 洪水吐の損壊状況

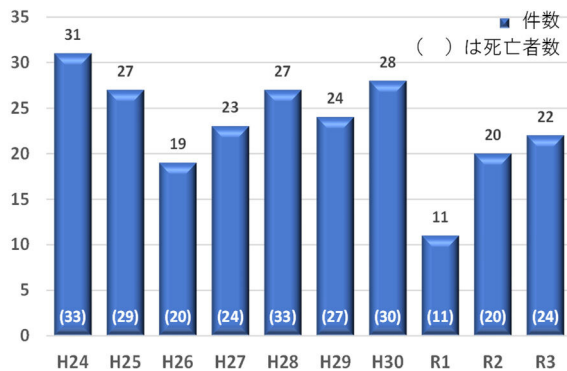
（佐賀県西分第 1 ため池）

(4) ため池に関する事故

全国では、ため池における転落死亡事故が毎年平均 25 人程度発生しています。暑くなる 5 月～9 月にかけて、釣りや遊んでいるときに転落するなどの事故が多く、ため池の立地条件や利用条件などを踏まえた安全対策が重要です。

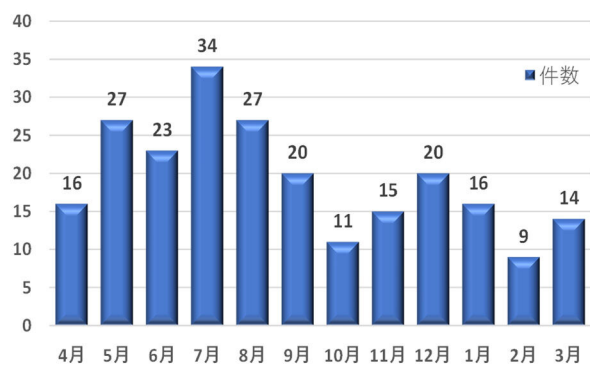
年度別の死亡事故発生件数

毎年平均25人程度が亡くなっています



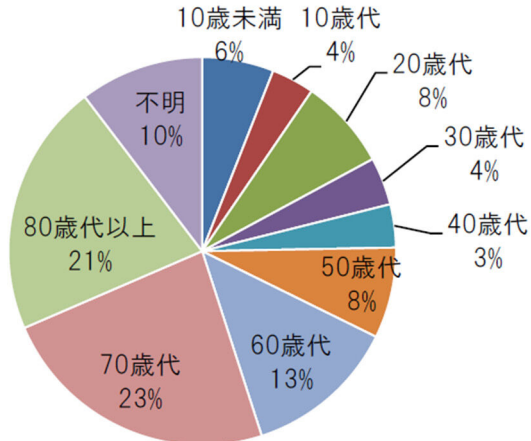
月別の死亡事故発生件数

5月から9月にかけて事故が多くなっています

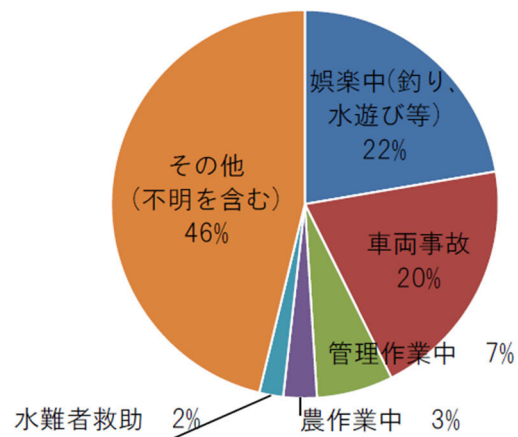


※平成 24 年度から令和 3 年度までの事故報告による。

死亡者の年代別割合



死亡事故の原因別割合



※平成24年度から令和3年度までの事故報告による。

資料：ため池の転落事故防止のための安全対策について（農林水産省 HP）

ため池への転落事故の未然防止のため、安全対策に対する意識の向上を図り、効果的な対策が必要です。

<ため池転落事故防止対策例>

■安全施設の点検と応急措置（石川県小松市 殿様堤）

多面的機能支払い交付金を活用し、毎年3月に点検活動を実施。安全策の欠損が確認されたため、応急対策として欠損部を遮断し、警告看板を設置。その後、土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、安全策の全面的な更新整備を実施。



点検の状況



安全柵の破損状況



応急対策の状況



全面更新整備の状況

■事故防止に向けた実演イベントの開催（新潟県）

新潟県ため池サポートセンターは、刈羽村の長池において管理者を対象とした現地指導会を開催し、適正な安全管理について説明するとともに、ため池へ転落した場合の危険性と対処法を実演。



ため池の適正な管理について説明



ため池へ転落した場合の危険性と対処法を実演

■ため池管理者による出前授業（大分県宇佐市）

大分県宇佐市の土地改良区では、小学校と連携し、「ため池の学校」を開催。ため池の役割や転落事故の危険性について、児童の理解を深めている。



小学校での啓蒙活動



土地改良区が管理する一部のため池は、堤体が地域住民の利用する道路になっており、人通りが多いところもある。

資料：ため池の安全対策事例集（農林水産省農村振興局整備部防災課）

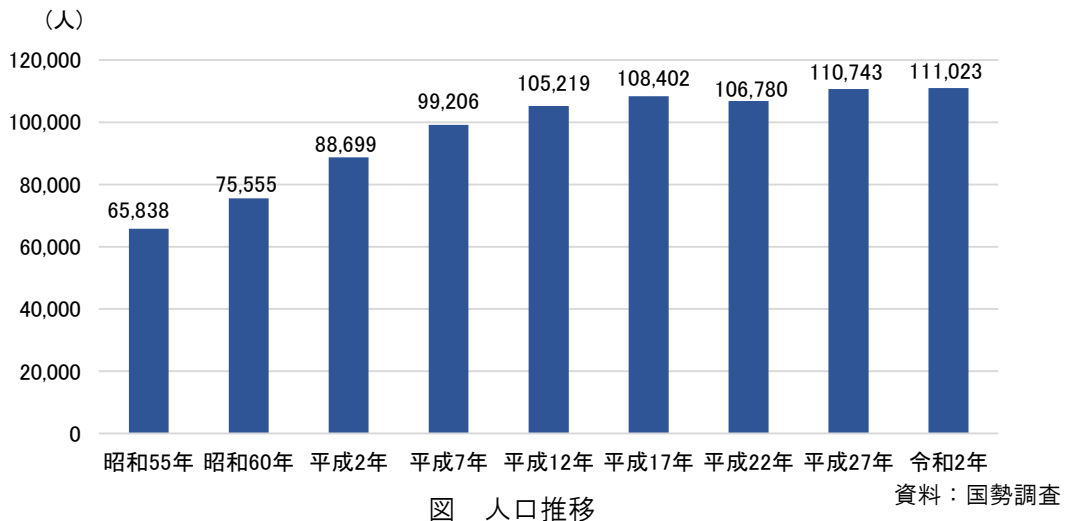
2-3. 春日市の概況

(1) 人口

本市の人口は増加傾向で推移し、令和2年時点で111,023人となっています。

平成2年時点の産業分類別就業者数をみると、第一次産業の割合は0.5%であり、さらに減少傾向にあります。

※住民基本台帳人口は、令和2年をピークに減少傾向となっています。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	201	158	153	145	156	150	130
第2次産業	9,853	10,617	9,970	8,547	8,067	8,574	7,094
第3次産業	31,375	37,140	39,536	40,243	39,044	40,137	37,881
分類不可の産業	105	374	642	1,310	2,109	2,374	1,440
総数	41,534	48,289	50,301	50,245	49,376	51,235	46,545

資料：国勢調査

表 春日市の産業分類別就業者数の推移

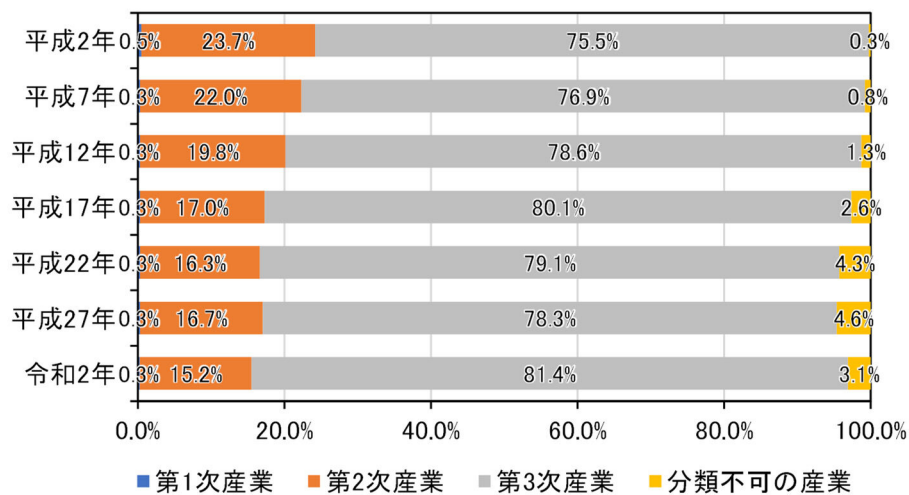
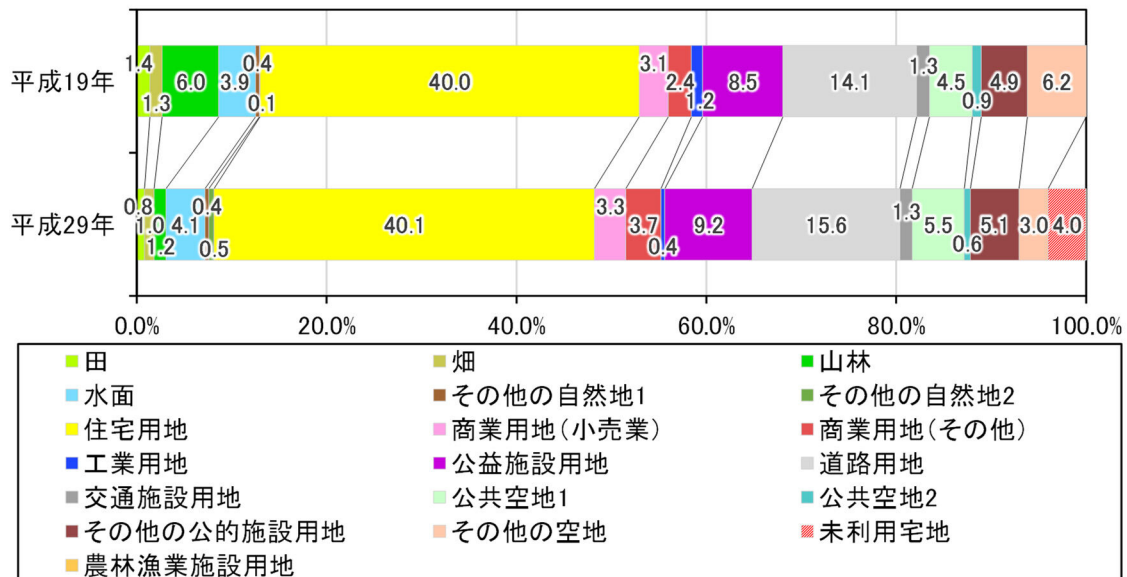


図 産業分類別就業者数構成比の推移

(2) 土地利用状況

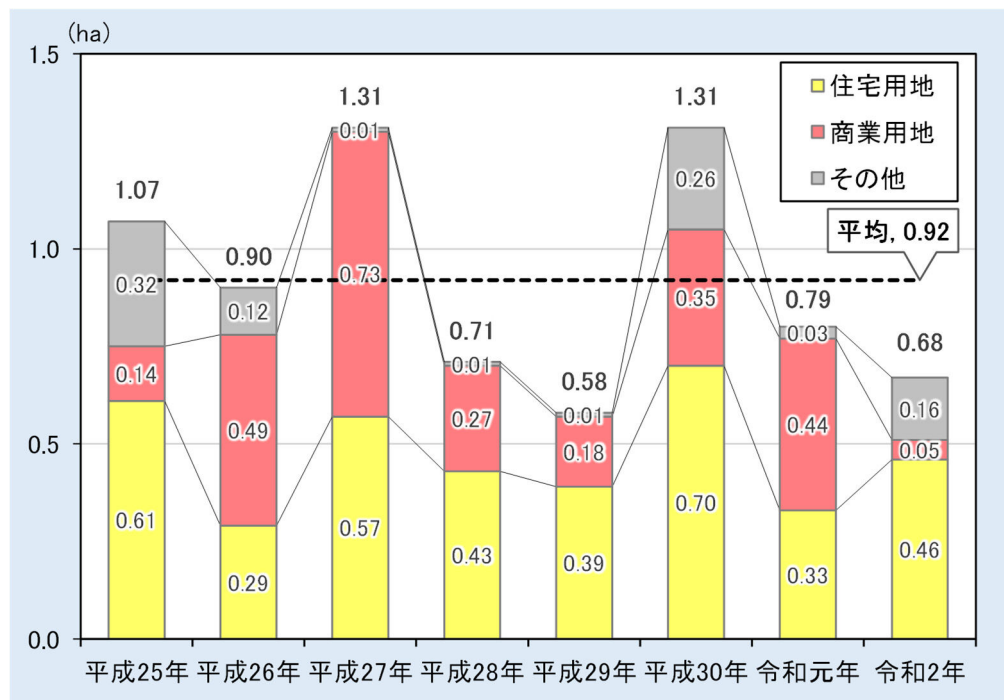
本市の土地利用においては、建物用地が大部分を占め、住宅、商業などの用地が約 6 割を占めています。建物用地が増加する一方、田畑や山林などの自然的土地利用は減少し、約 1 割となっています。

また、農地から住宅用地や商業用地への転用が進んでおり、1 年あたり約 0.92ha の農地が減少している状況です。



資料：平成 19 年度、平成 29 年度都市計画基礎調査

図 土地利用



資料：春日市 HP

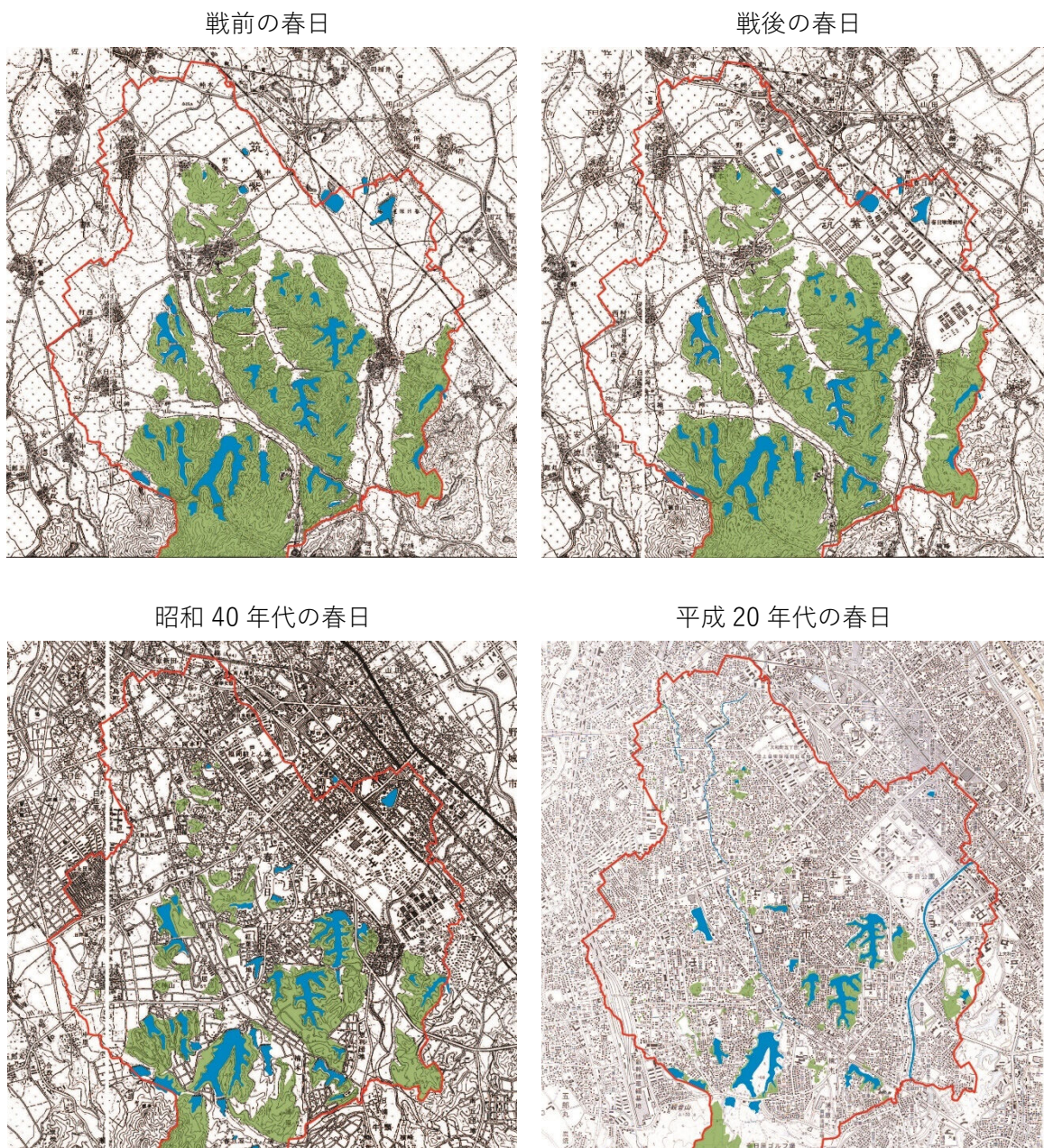
図 農地転用の状況

2-4. 春日市のため池の状況

(1) ため池と緑の変遷

本市は、市の大半が急激に住宅地として開発されたため、それまで有していた丘陵地の自然の緑が大幅に減少しました。

本市の自然を特徴づけているため池も、大正13年には84箇所、昭和初期に61箇所あったとされますが、令和4年現在は19箇所となっています。



資料：第2次春日市緑の基本計画（春日市）

図 春日市のため池および緑の変遷

(2) ため池の分布などの状況

本市には、19箇所のため池が市の南西部を中心に分布しています。

ため池の規模をみると、白水池（貯留容量 525, 383 m³）をはじめ、貯留容量 10, 000 m³を超える、比較的規模の大きなため池が8割超を占めています。

また、所有者別にみると、水利組合や財産組合などの組合によるものが約6割を占めています。

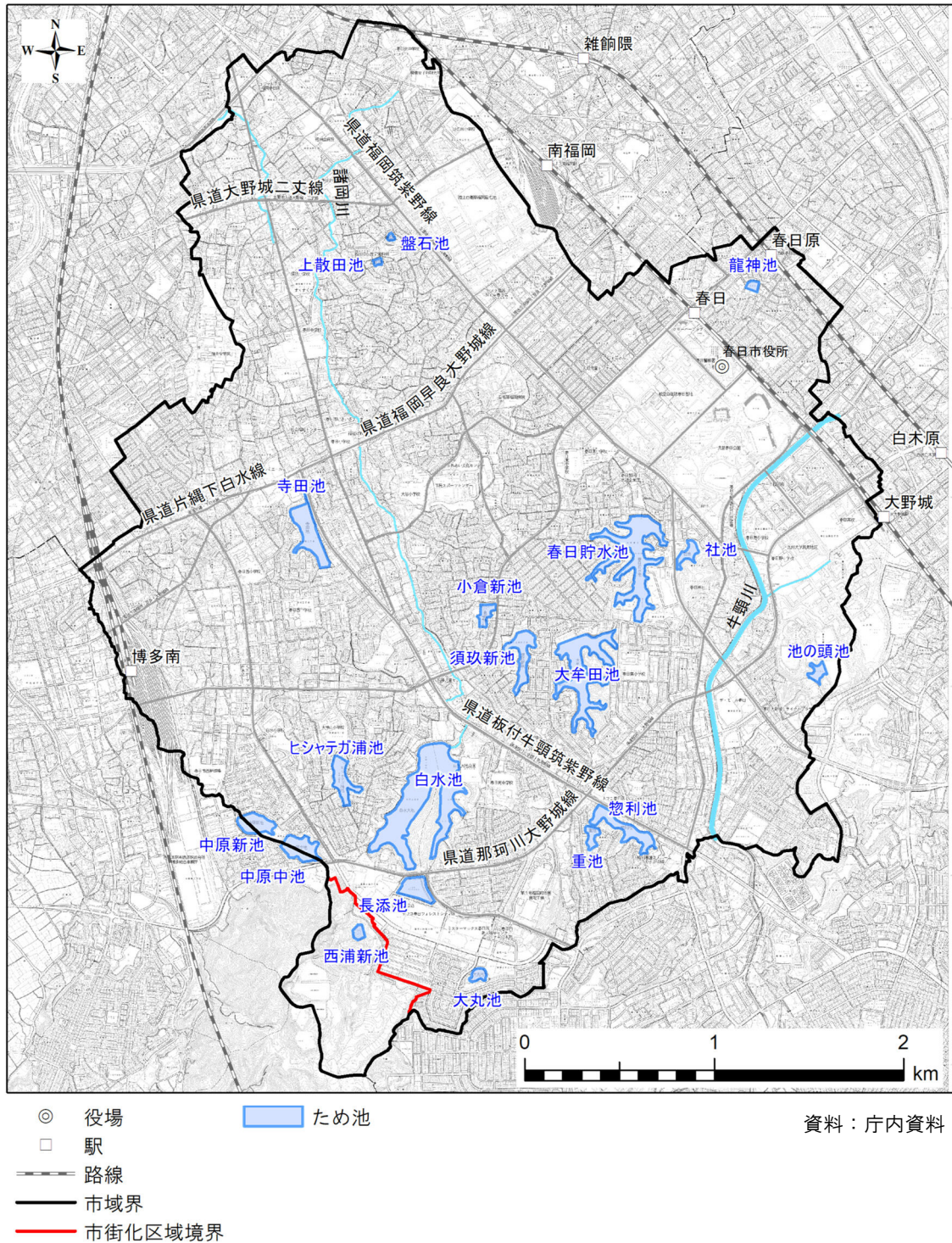


図 ため池の分布状況

■ため池一覧

番号	名称	よみ	登記面積 (m ²)	貯留容量 (m ³)
1	盤石池	ばんじゃくいけ	2, 253	1, 018
2	上散田池	かみさんでんいけ	2, 360	1, 615
3	寺田池	てらだいけ	36, 124	68, 363
4	春日貯水池	かすがちょすいち	58, 943	303, 073
5	社池	やしらいけ	12, 335	16, 585
6	小倉新池	こくらしんいけ	8, 128	22, 213
7	須玖新池	すぐしんいけ	35, 694	66, 353
8	大牟田池	おおむたいけ	65, 896	263, 455
9	白水池	しろうずいけ	152, 730	525, 383
10	中原新池	なかばるしんいけ	16, 621	37, 343
11	中原中池	なかばるなかいけ	13, 722	90, 970
12	ヒシャテガ浦池	ひしゃてがうらいけ	20, 916	44, 733
13	長添池	ながぞえいけ	16, 348	61, 905
14	大丸池	おおまるいけ	13, 284	17, 730
15	重池	かさねいけ	5, 515	12, 735
16	惣利池	そうりいけ	26, 151	54, 023
17	池の頭池	いけのかしらいけ	4, 109	11, 908
18	龍神池	りゅうじんいけ	2, 985	2, 110
19	西浦新池	にしうらしんいけ	12, 429	17, 960

資料：庁内資料

■ 各ため池の貯留容量

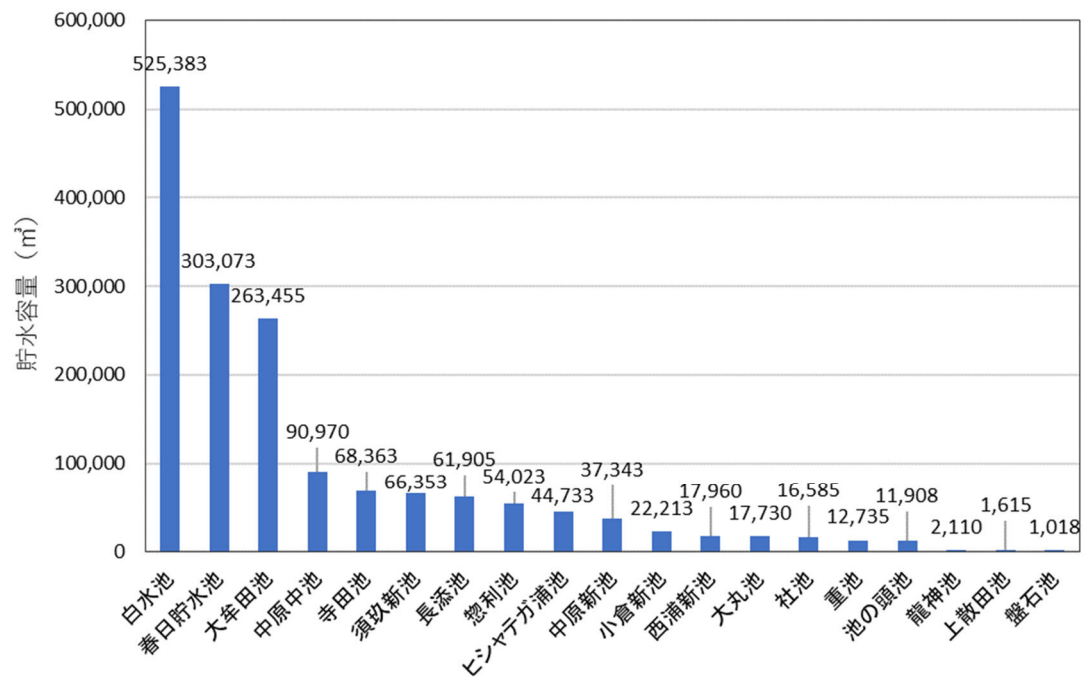


図 ため池貯留容量

■ 所有者区分別割合

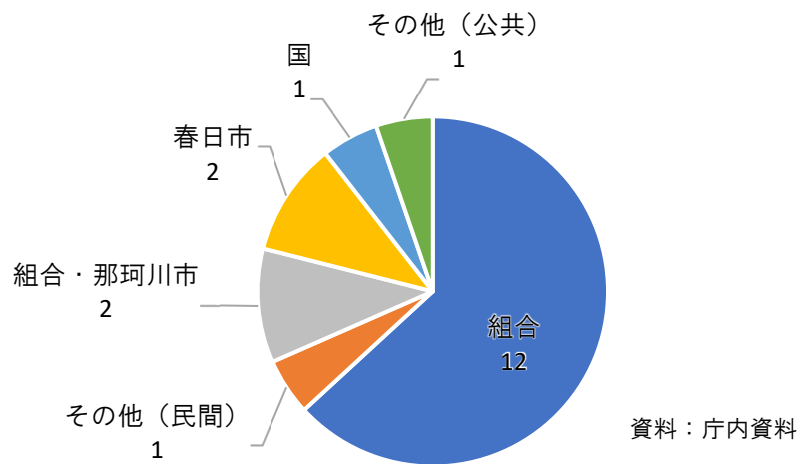


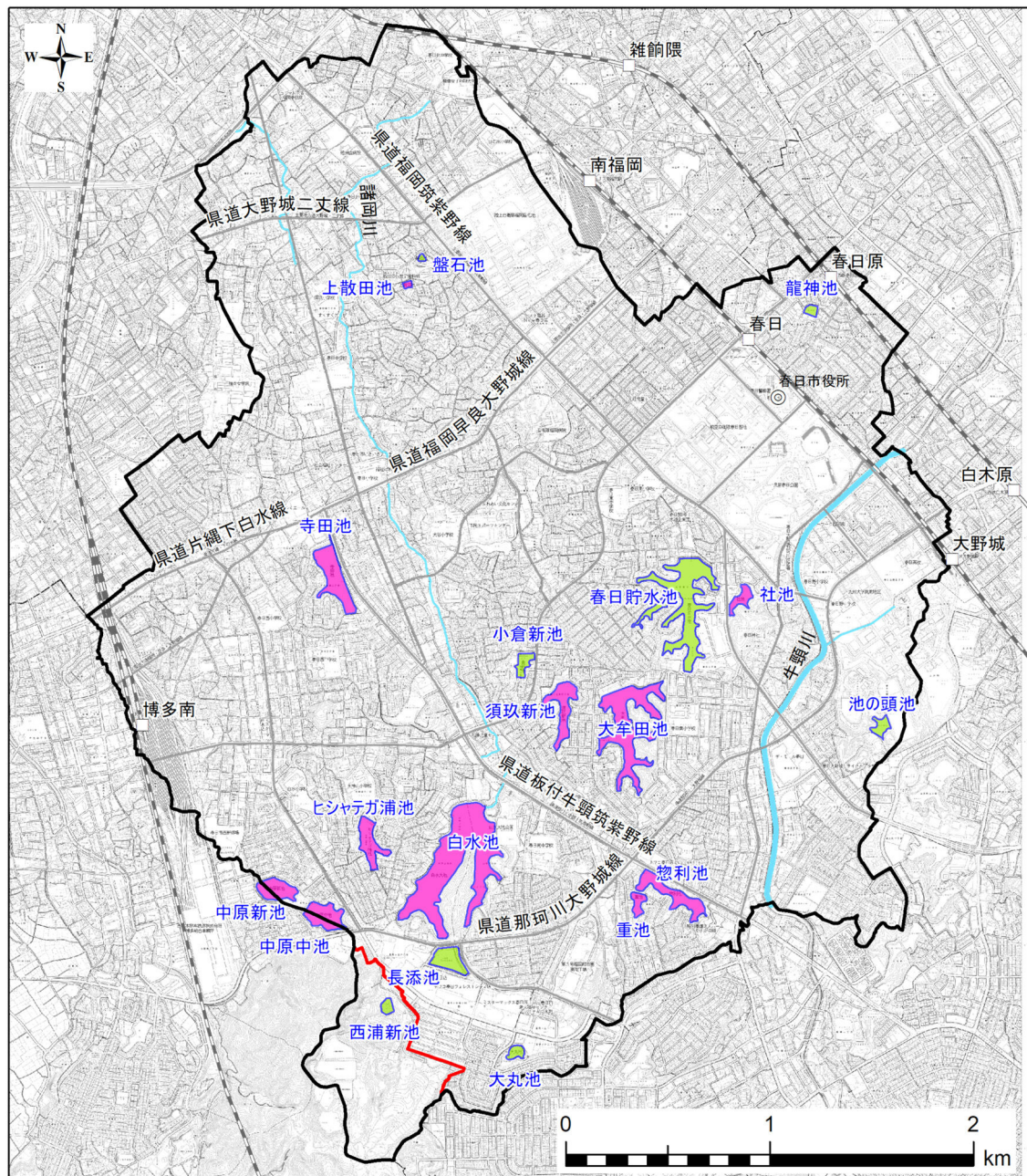
図 所有者区分別割合

(3) 防災重点農業用ため池の指定状況

本市の 19 箇所のため池のうち、11 箇所のため池が「防災重点農業用ため池」に指定されています。

※防災重点農業用ため池…農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき都道府県知事が指定したもの。

※なお、中原新池および中原中池については、那珂川市において「防災重点農業用ため池」に指定されています。



- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 役場 | 防災重点農業用ため池 |
| □ 駅 | 指定あり |
| — 路線 | 指定なし |
| — 市域界 | |
| — 市街化区域境界 | |

資料：庁内資料

図 防災重点農業用ため池の指定状況

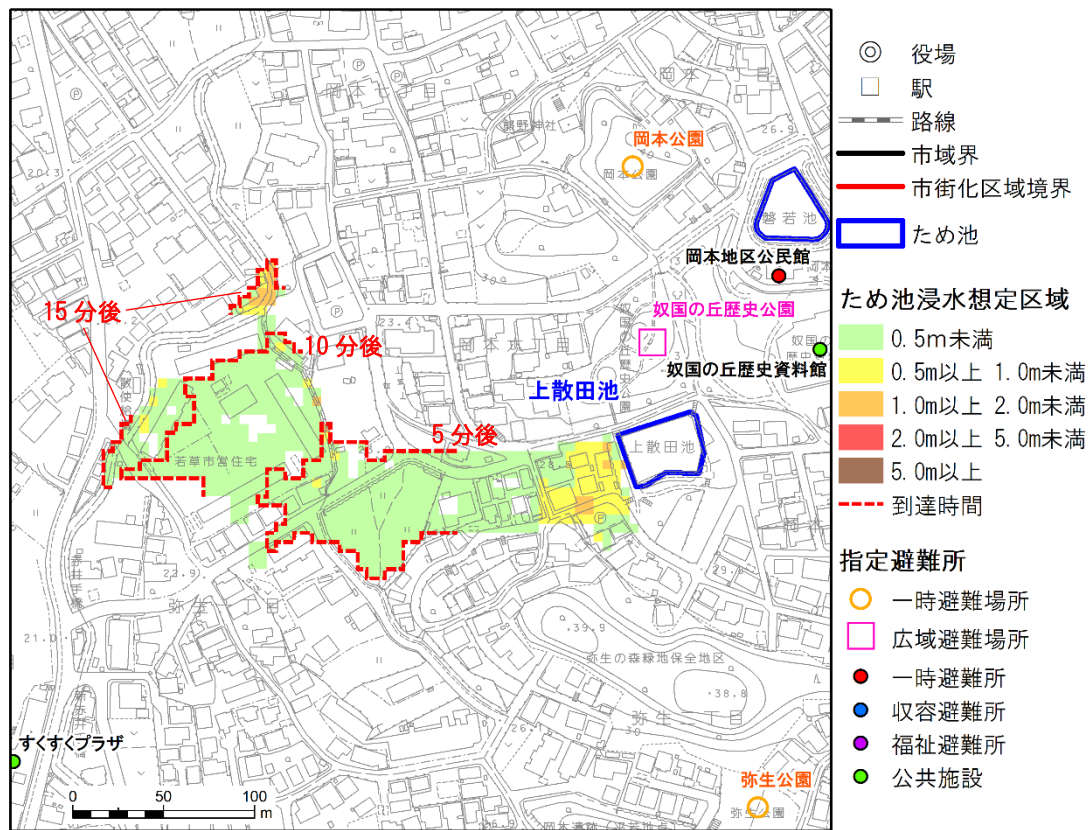
(4) ため池ハザードマップ

防災重点農業用ため池については、ため池ハザードマップを公表しています。

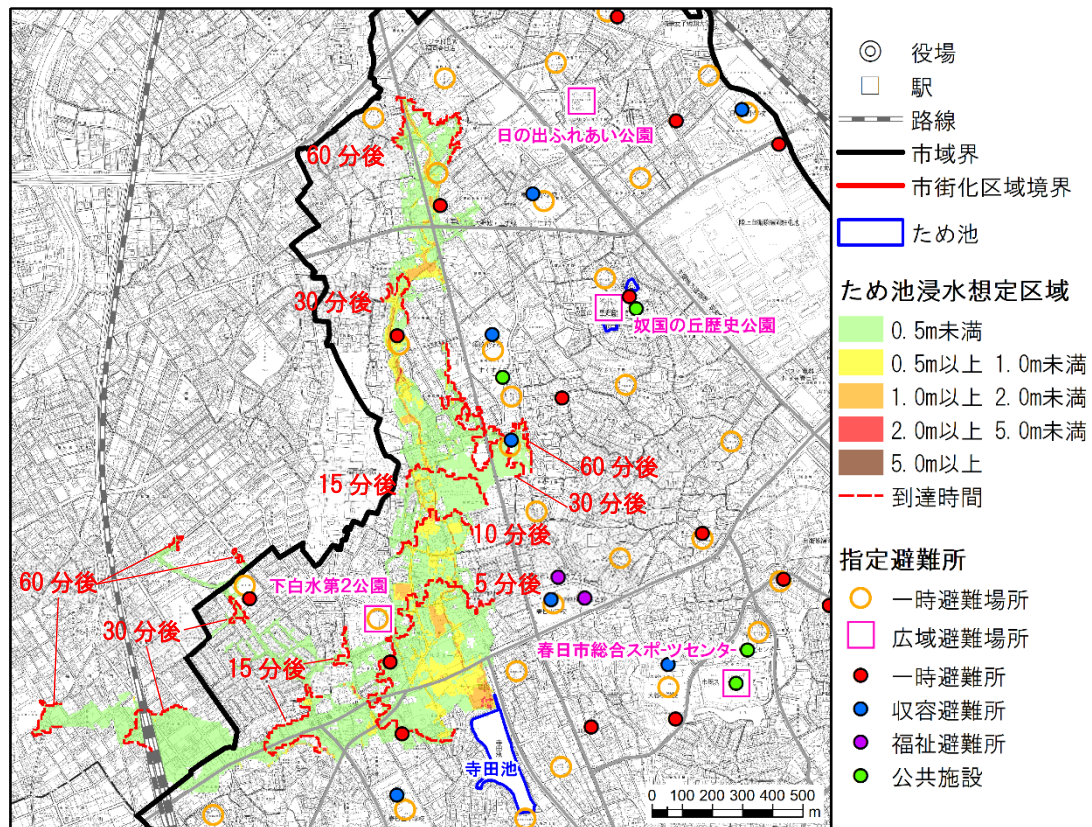
ため池ハザードマップは、晴天時の地震によりため池が決壊した場合に、時間とともに流出する貯水の状況を想定した浸水範囲や深さを表示しています。災害の状況によっては、表示されている範囲以外においても、被害が発生する可能性があるため、注意が必要です。

以下に、各防災重点農業用ため池のハザードマップを示します。

■上散田池

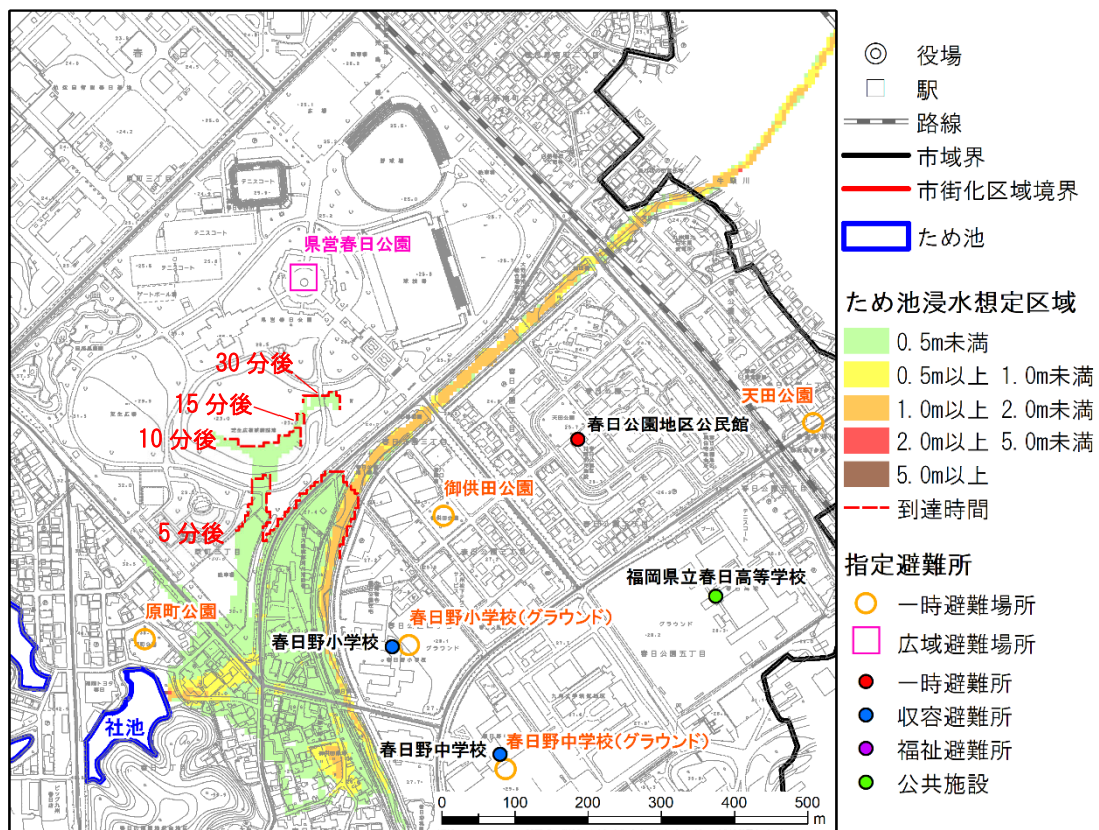


■寺田池



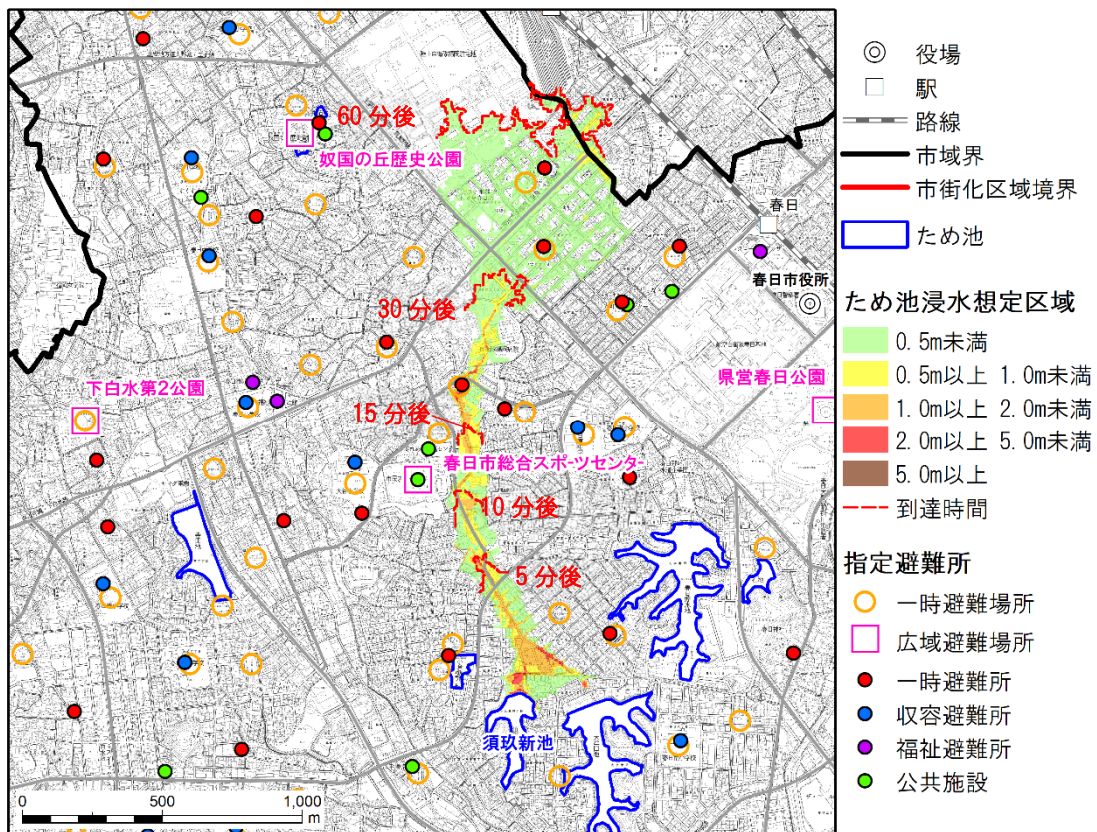
令和6年3月春日市作成

■社池



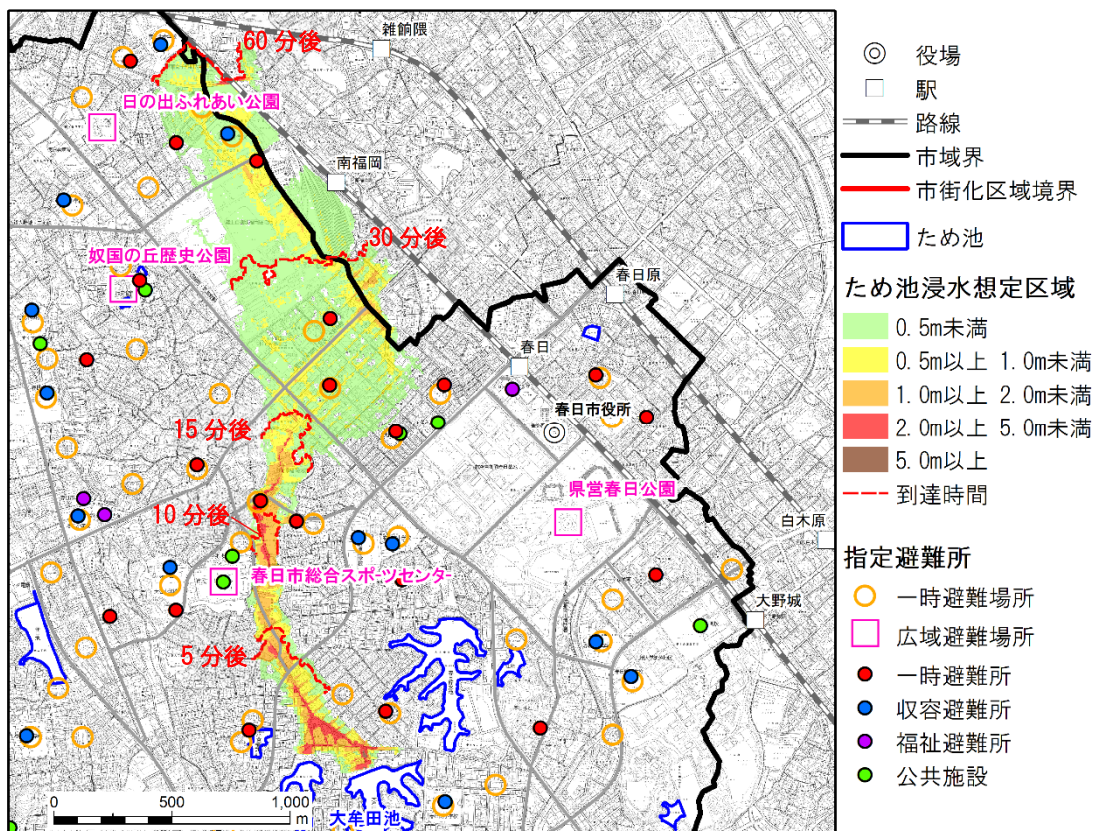
令和6年3月春日市作成

■須玖新池



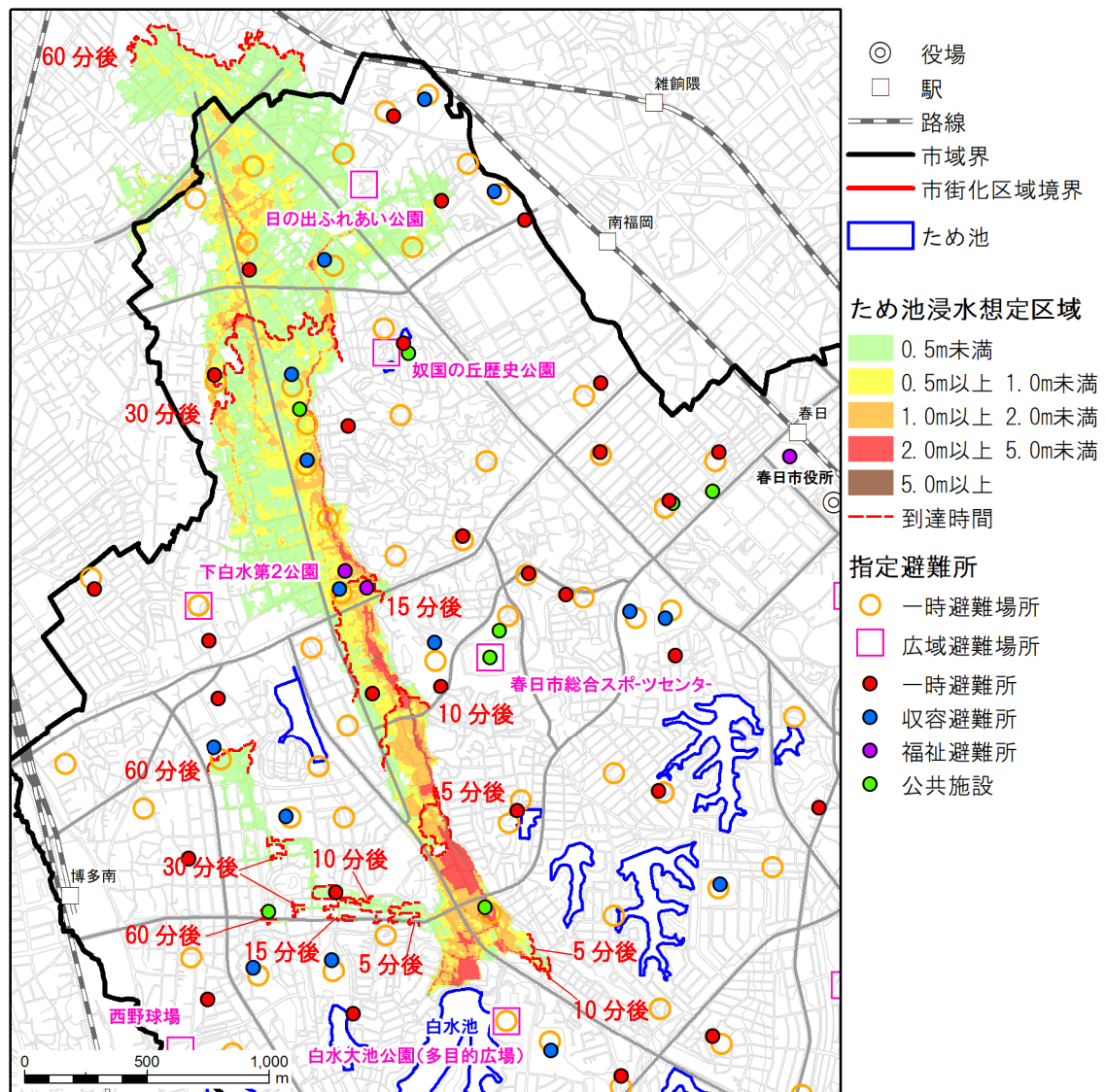
令和6年3月春日市作成

■大牟田池



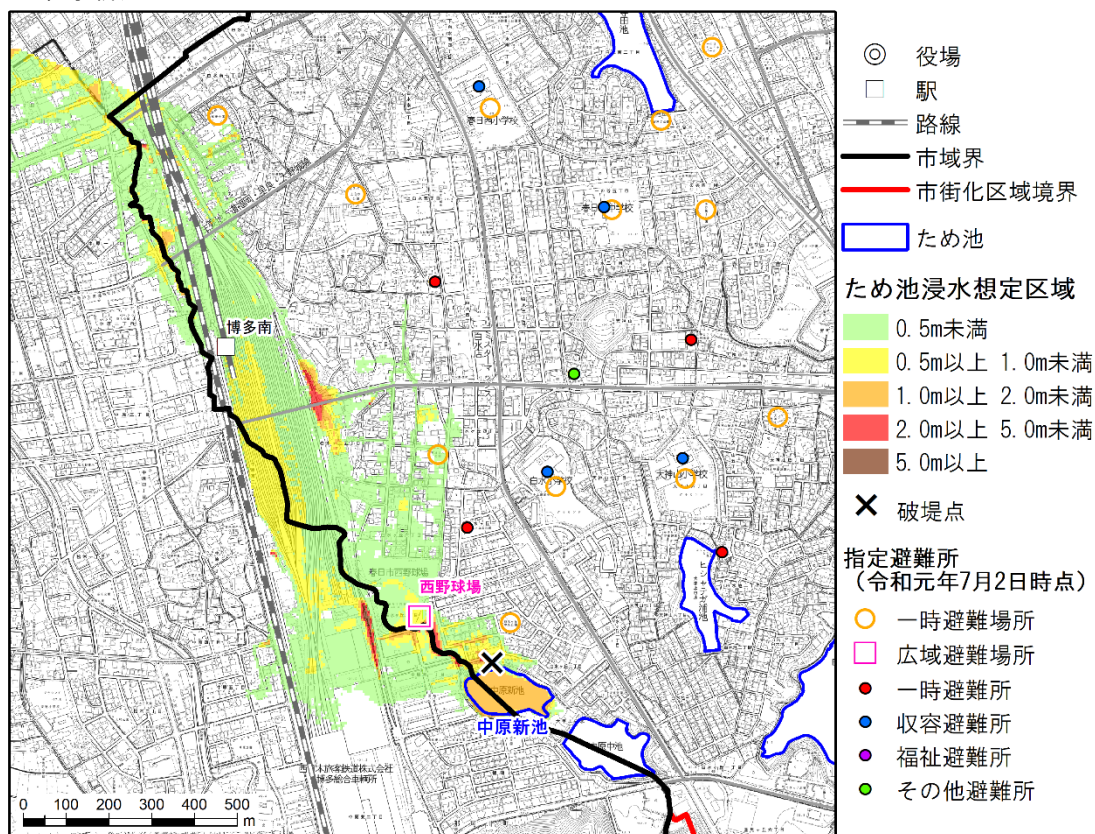
令和6年3月春日市作成

■白水池



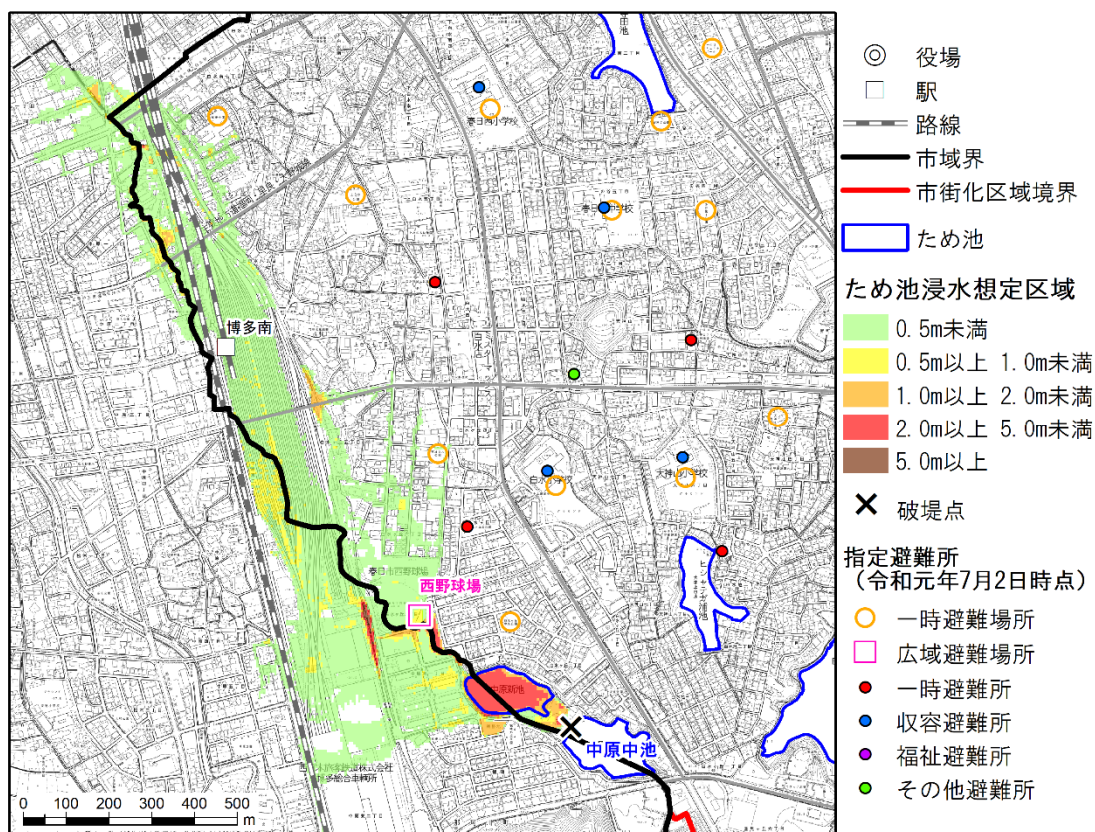
令和6年3月春日市作成

■ 中原新池



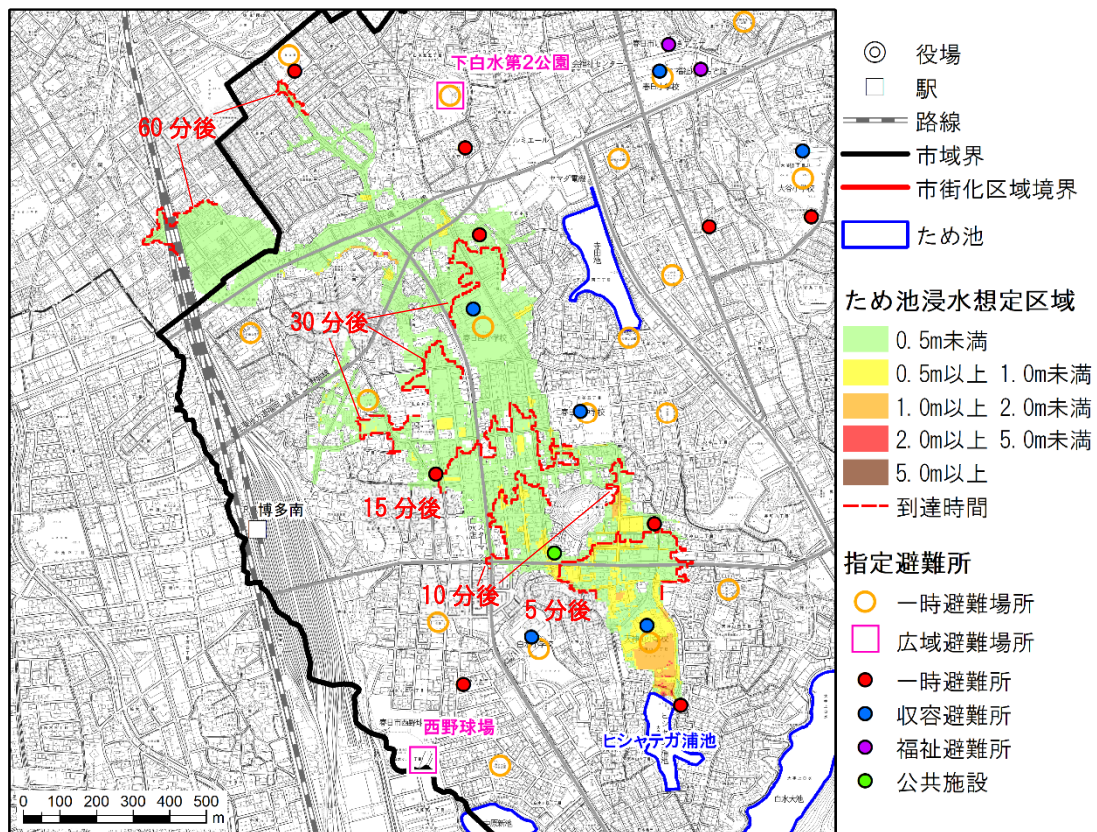
令和2年に福岡県が公表した浸水想定区域図を加工

■ 中原中池



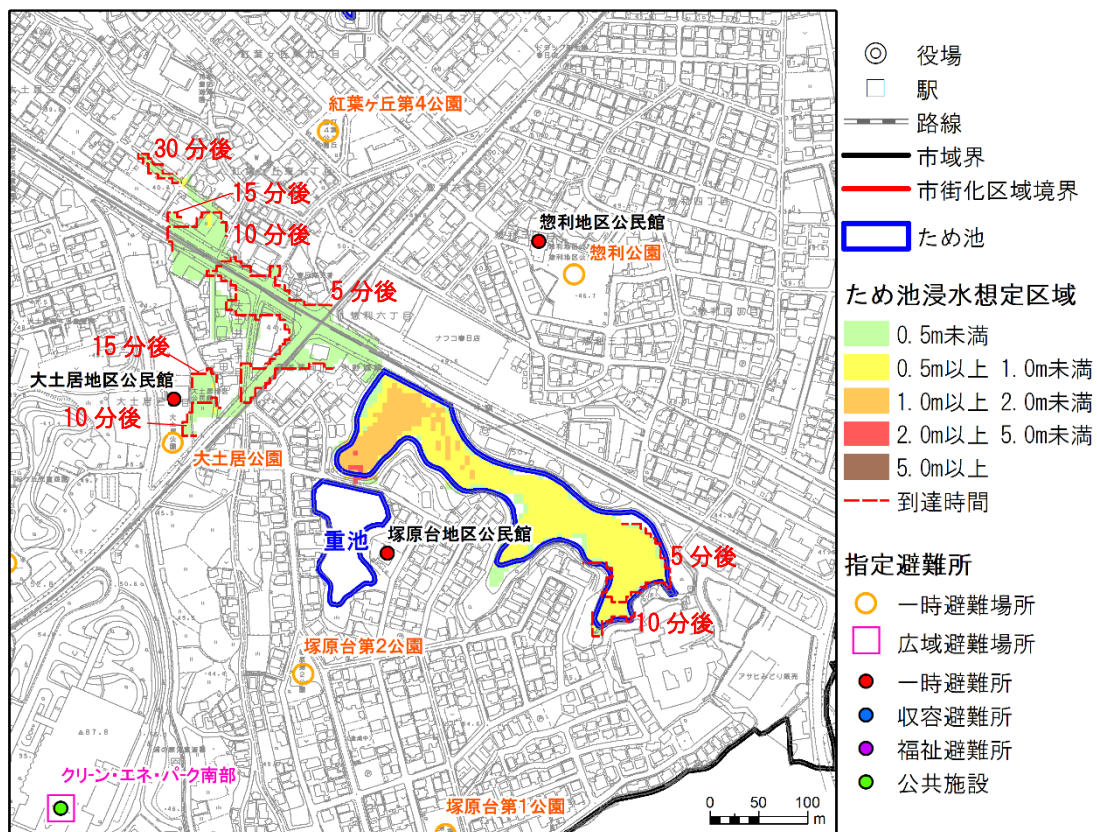
令和2年に福岡県が公表した浸水想定区域図を加工

■ヒシャテガ浦池



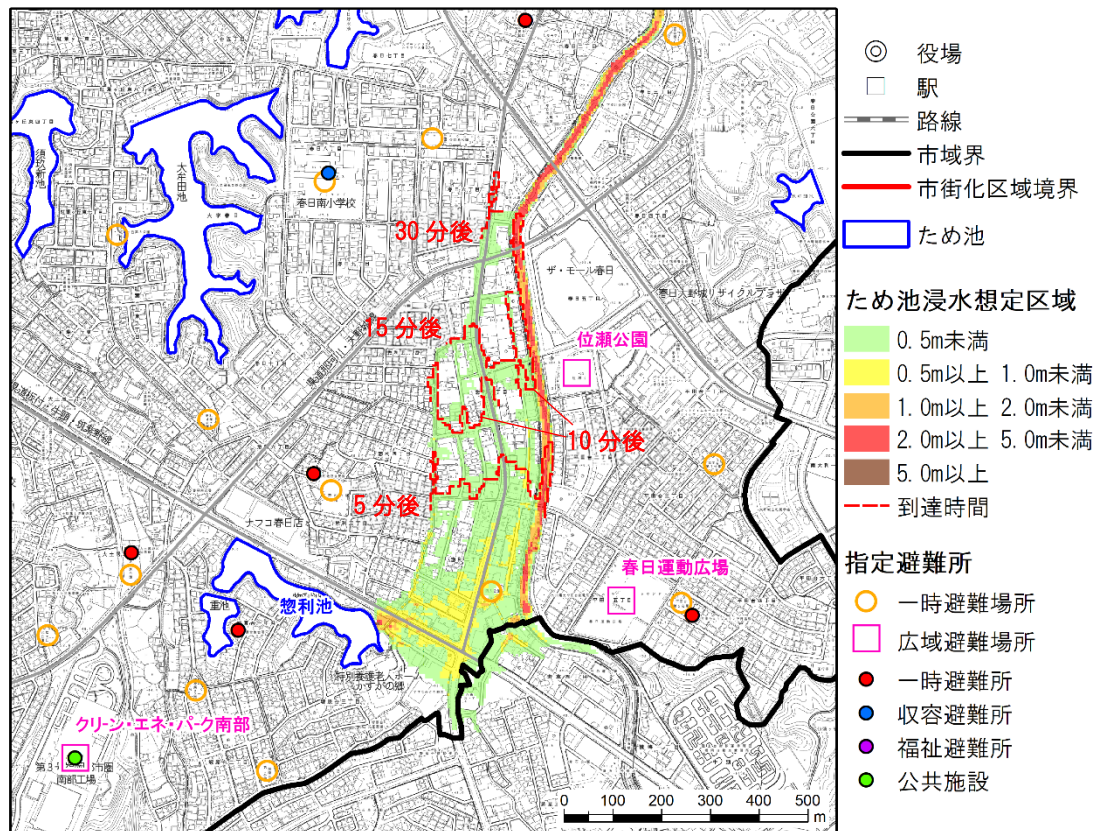
令和6年3月春日市作成

■重池



令和6年3月春日市作成

■惣利池



令和6年3月春日市作成

(5) ため池の利用状況

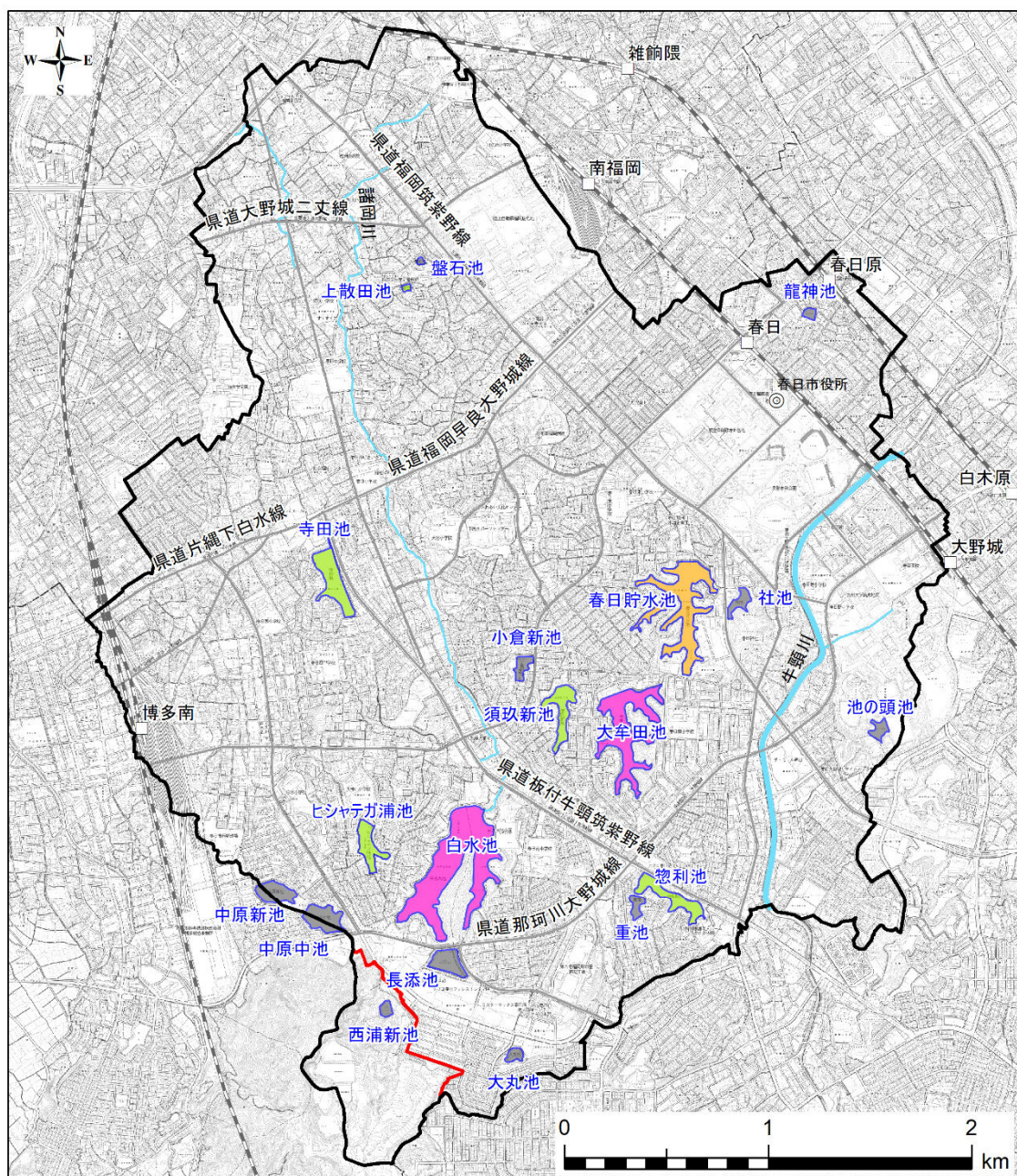
ため池は、農業用水の供給のほかに、様々な機能を持っています。本市のため池においては、農業用水利用しているため池が7箇所、生活用水利用しているため池が3箇所あります。



農業用水利用
(須玖新池)



生活用水利用
(春日貯水池)



- ◎ 役場
- 駅
- 路線
- 市域界
- 市街化区域境界

ため池の利用状況

- 農業用水利用、生活用水利用
- 農業用水利用
- 生活用水利用
- 利用なし

資料：庁内資料

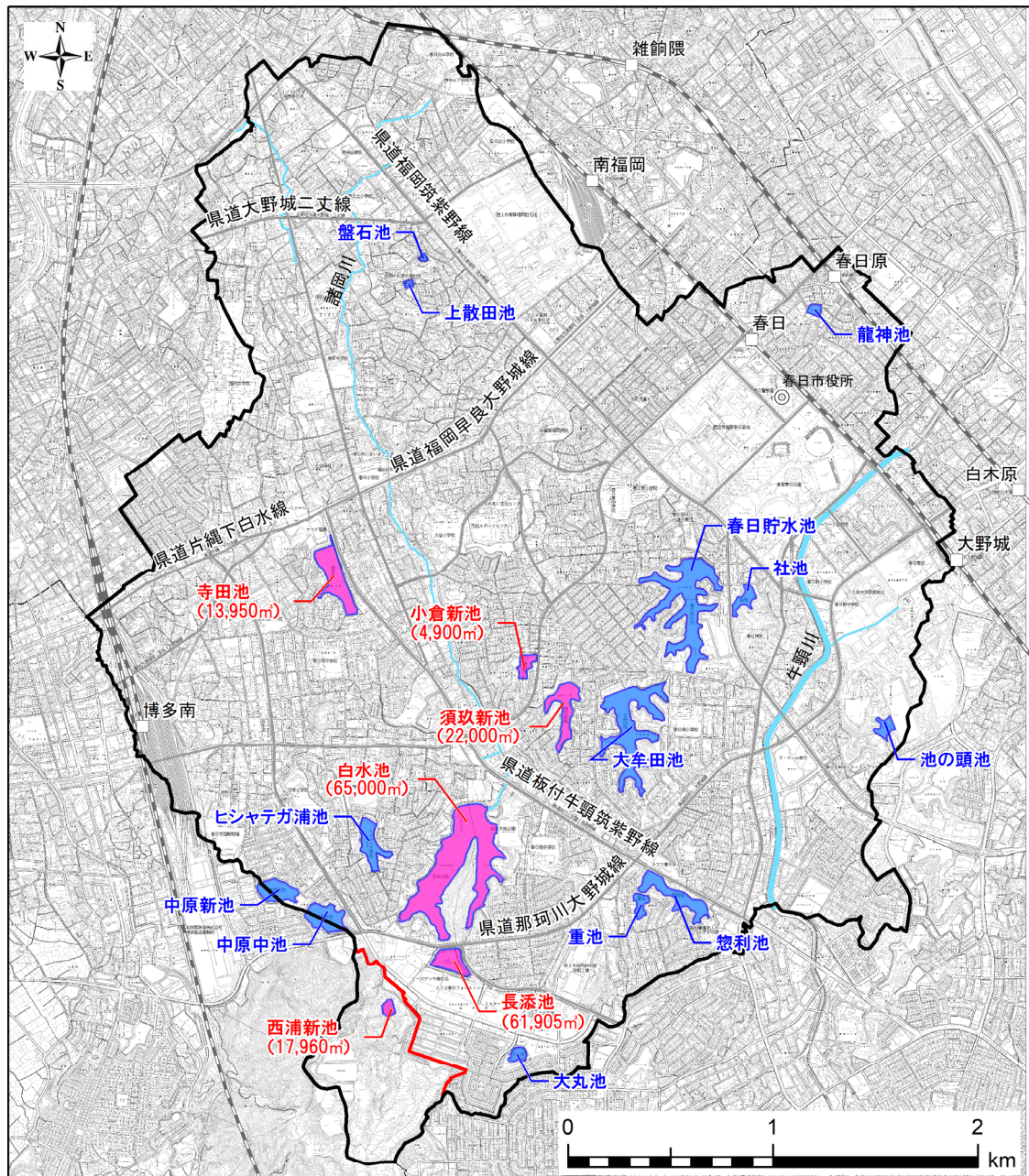
図 ため池の利用状況

(6) ため池の雨水貯留機能

雨水を一時的に貯留する、雨水貯留機能をもつため池は6箇所あります。台風期などに一部のため池では、事前放流により水位を下げて雨水を一時的に貯留することで、河川や下流水路への流出を遅らせることができ、河川などの急激な増水を抑えます。



雨水貯留機能をもつ長添池



- ◎ 役場
- 駅
- 路線
- 市域界
- 市街化区域境界

- ため池の貯留機能
- 雨水貯留機能あり
- 雨水貯留機能なし

資料：庁内資料

図 ため池の貯留機能

(7) ため池の親水空間整備状況

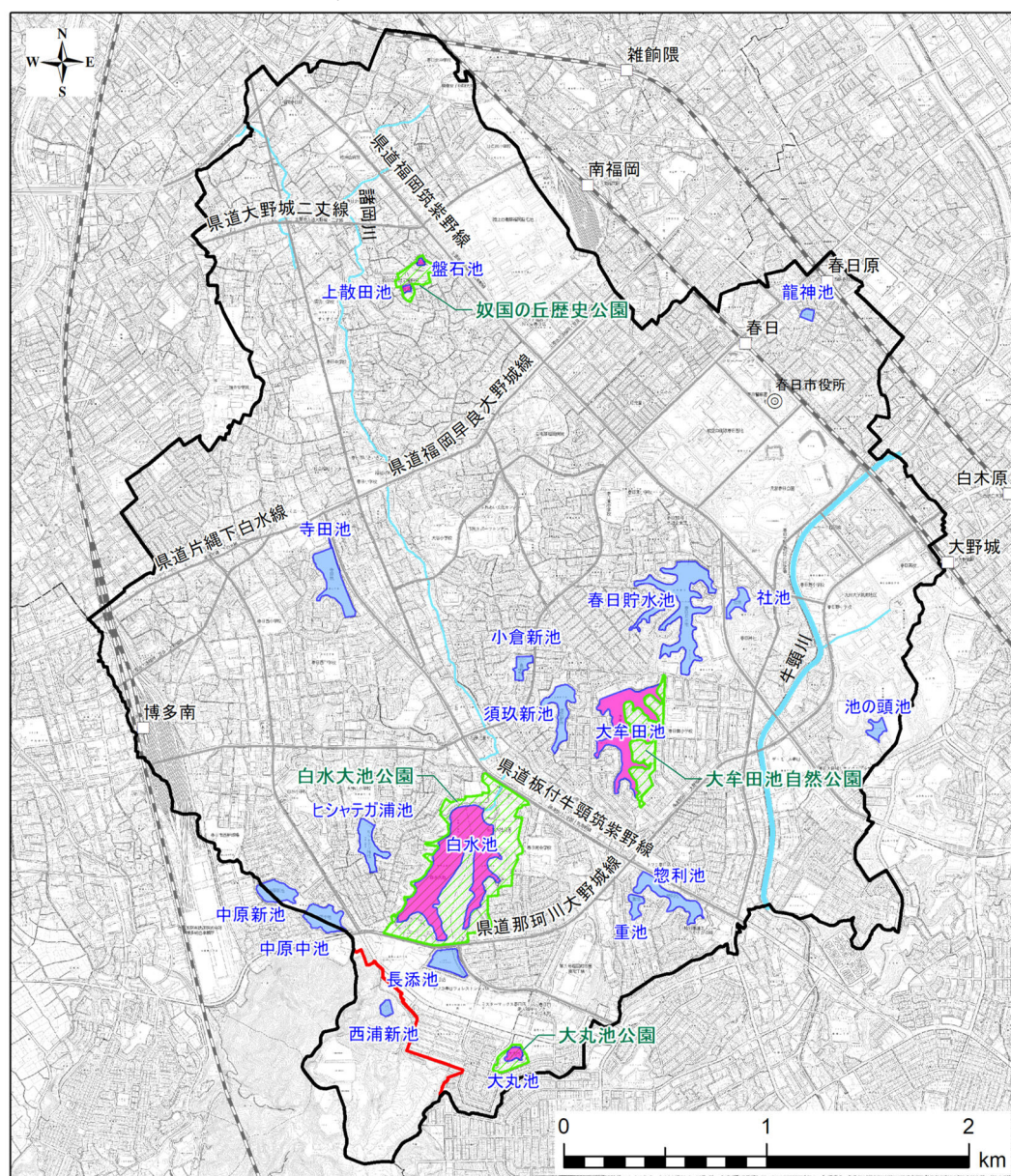
ため池は、水と緑による自然環境の良好な景観を形成しています。また、白水池や大丸池など5箇所のため池では、ため池と一体的な公園などの親水空間が整備されています。



白水大池公園



大丸池公園



- ◎ 役場
- 駅
- 路線
- 市域界
- 市街化区域境界
- 公園（親水空間の整備あり）
- ため池の親水空間整備状況
- 公園利用あり
- 公園利用なし

資料：庁内資料

図 親水空間の整備状況

(8) ため池の自然環境・景観（動植物、緑比率）

ため池およびため池周辺では、湿地や緑が多く残されており、魚や鳥などの生き物が生息しています。

本市では、春日貯水池や大牟田池等のため池と、春日公園・白水大池公園や市内を流れる諸岡川・牛頸川等をつなげて、水と緑のネットワークと位置付けています。ネットワークをつなげることで、生物多様性の保全等、豊かな自然環境の形成を図ります。

「第2次春日市緑の基本計画」における自然環境系統配置方針

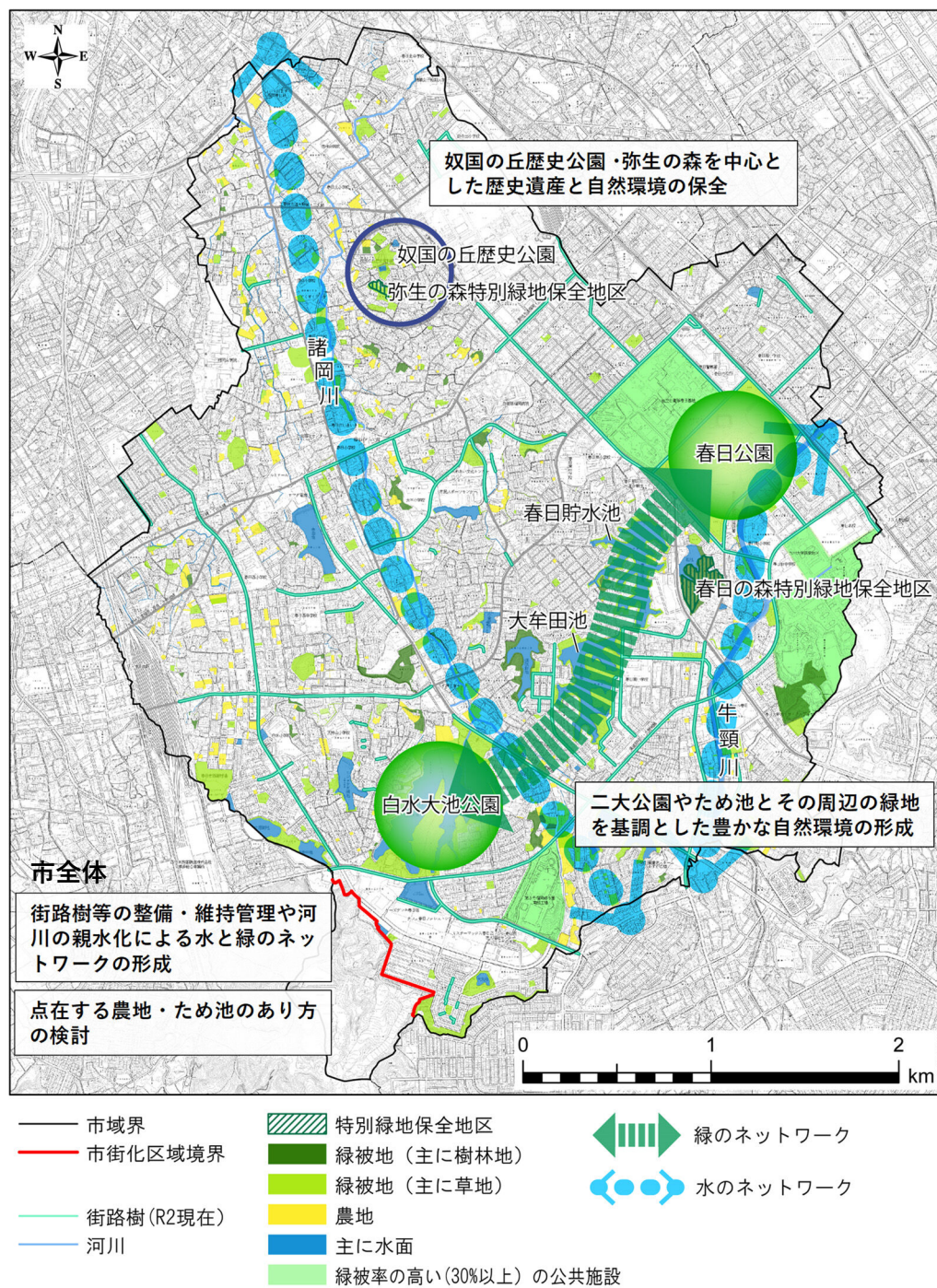


図 自然環境系統配置方針

■各ため池の緑比率および水面の状況

盤石池  	上散田池  
緑比率：28.2%／水面：あり	緑比率：71.0%／水面：あり
寺田池  	春日貯水池  
緑比率：61.8%／水面：あり	緑比率：88.3%／水面：あり

●「緑比率」とは

ため池周囲の全延長に対する、樹木で覆われる延長（航空写真〔令和4年9時点春日市地理情報システム〕にて確認）の割合。

社池



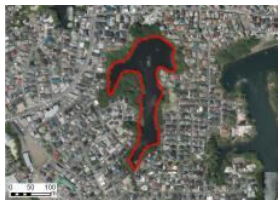
緑比率：74.9%／水面：あり

小倉新池



緑比率：89.2%／水面：あり

須玖新池



緑比率：97.7%／水面：あり

大牟田池



緑比率：94.3%／水面：あり

白水池



緑比率：91.7%／水面：あり

中原新池



緑比率：55.0%／水面：なし

中原中池



緑比率：73.3%／水面：なし

ヒシャテガ浦池



緑比率：71.7%／水面：あり

長添池



緑比率：17.3%／水面：あり

大丸池



緑比率：22.9%／水面：あり

重池



緑比率：96.3%／水面：あり

惣利池



緑比率：93.0%／水面：あり

池の頭池



緑比率：84.1%／水面：あり

龍神池



緑比率：21.3%／水面：あり

西浦新池

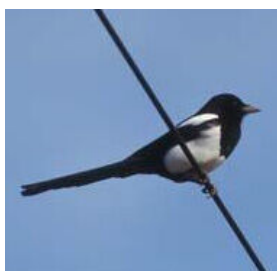


緑比率：38.5%／水面：なし

資料：庁内資料

■ため池で見られる動植物

名称	植物	動物	魚介類
上散田池	アラカシ、ナンキンハゼ、ユリノキ、コナラ、ソメイヨシノ、ヤマモモ、ヒメユズリハ、クスノキ、キシノウエ、スイレン	ウシガエル、ミシシッピアカミミガメ、ヌマガエル	フナ、カダヤシ、コイ
春日貯水池	アカマツ、コシダ、シャシャンボ、ヒサカキ、ワラビ、ナキリスゲ、アカメガシワ、ハゼノキ、エノキ、メリケンカルカヤ、タチスズメノヒエ、アメリカスズメノヒエ	ー	ブラックバス、フナ
社池	ミミズバイ、コ克蘭、アラカシ、スイレン	ミズスマシ、アオイトトンボ、コシアキトンボ、イタチ、ウシガエル	ー
大牟田池	ヤブツバキ、タブノキ、イヌクログワイ、ウラジロ、アカマツ、コシダ	イタチ、ウシガエル、カモ類	カワニナ
惣利池	松、ウラジロ、シイ、オオカナダモ	カモ類、ウシガエル	ブルーギル
小倉新池	水草、スイレン	カイツブリ	ザリガニ、ジャンボタニシ
池の頭池	ー	カササギ、カラス、ヒヨドリ、アメンボ	
長添池	ー	サギ類、カイツブリ、カモ類	
龍神池	ー	アヒル、カモ類	ブラックバス、フナ
白水池	チガヤ	カモ類	ー
寺田池	ー	カモ類	フナ、コイ、モエビ
大丸池	ー	カモ類	ー



カササギ



コサギ



ウシガエル

資料：ため池がつぶされる（春日市ため池現況調査）昭和 62 年 5 月
 ：春日市自然環境マップ等作成業務報告書 平成 24 年 3 月
 ：春日市のいきもの 平成 24 年 3 月
 ：現地確認

(9) 各ため池の機能などの一覧

				機能											
				権利関係		防災重点農業用 ため池		貯留機能		利用状況		親水空間整備状況 (公園利用)		景観	
	名称	登記面積 (㎡)	貯留容量 (㎥)	所有者	水利権者	防災重点農業用 ため池指定状況	重要度区分※	雨水貯留機能 有無	貯留量 (㎥)	農業用水 利用状況	生活用水 利用状況	親水空間 整備状況	公園名	水面 景観の	緑比率
1	盤石池	2, 253	1, 018	須玖水利組合	須玖水利組合							○	奴国の丘歴史公園	水面有	28. 2%
2	上散田池	2, 360	1, 615	須玖水利組合	須玖水利組合	○	B種			○		○	奴国の丘歴史公園	水面有	71. 0%
3	寺田池	36, 124	68, 363	下白水水利組合	下白水水利組合	○	A A種	○	13, 950	○				水面有	61. 8%
4	春日貯水池	58, 943	303, 073	財務省（公共用地）	春日那珂川水道企業団						○			水面有	88. 3%
5	社池	12, 335	16, 585	春日秣組合		○	B種							水面有	74. 9%
6	小倉新池	8, 128	22, 213	春日秣組合	小倉水利財産保存会			○	4, 900					水面有	89. 2%
7	須玖新池	35, 694	66, 353	須玖水利組合	須玖・平原・横手・笹原・井尻水利組合	○	B種	○	22, 000	○				水面有	97. 7%
8	大牟田池	65, 896	263, 455	春日市（公共用地）	諸岡・笹原・板付・麦野・須玖・小倉水利組合	○	A A種			○	○	○	大牟田池自然公園	水面有	94. 3%
9	白水池	152, 730	525, 383	上白水財産組合、下白水水利組合	上白水財産組合、下白水・須玖水利組合	○	A A種	○	65, 000	○	○	○	白水大池公園	水面有	91. 7%
10	中原新池	16, 621	37, 343	上白水財産組合、那珂川市	上白水財産組合	○	B種 (那珂川市)							水面無	55. 0%
11	中原中池	13, 722	90, 970	上白水財産組合、那珂川市、中原水利組合	上白水財産組合	○	B種 (那珂川市)							水面無	73. 3%
12	ヒシャテガ 浦池	20, 916	44, 733	上白水財産組合	上白水財産組合	○	A A種			○				水面有	71. 7%
13	長添池	16, 348	61, 905	春日市（公共用地）				○	61, 905					水面有	17. 3%
14	大丸池	13, 284	17, 730	春日市（公共用地）								○	大丸池公園	水面有	22. 9%
15	重池	5, 515	12, 735	春日秣組合		○	B種							水面有	96. 3%
16	惣利池	26, 151	54, 023	春日秣組合	諸岡・笹原・板付・麦野・須玖・小倉水利組合	○	B種			○				水面有	93. 0%
17	池の頭池	4, 109	11, 908	春日大野城衛生施設組合（公共用地）										水面有	84. 1%
18	龍神池	2, 985	2, 110	西日本鉄道㈱	井相田水利組合									水面有	21. 3%
19	西浦新池	12, 429	17, 960	上白水財産組合				○	17, 960					水面無	38. 5%

※重要度区分は想定される地震に対する、人命、財産、経済活動等に与える影響を踏まえた、ため池の対策の重要度による区分。
AA 種、A 種、B 種の 3 つに区分され、AA 種は最も重要度が高く、周辺施設や避難・救護活動への影響が極めて大きい施設である。

資料：庁内資料（令和 5 年 11 月時点）

(10)ため池の用途変更・改修履歴

春日市溜池保全条例により、溜池保全地区の指定解除や開発行為の実施においては、春日市溜池保全審議会による審議が行われており、ため池の保全が図られています。

春日市溜池保全条例制定後、大谷池、整理池、ウトロ中池、小池が審議会承認を経て指定解除され、ため池の用途変更が行われました。ため池の用途変更後は、宅地の造成などに活用されています。

溜池保全条例制定後の池埋め立て行為など

No.	池名称	日付	内容	溜池保全条例
1	盤石池	昭和 61 年 11 月 12 日	一部埋め立てについて審議（地区公民館建設） 審議会承認 埋め立て面積 1,353.33 m ²	
2	寺田池	平成 2 年 7 月 13 日	一部埋め立てについて審議（県道整備） 審議会承認 埋め立て面積 3,097 m ²	
3	白水池	平成 3 年 5 月 17 日	一部埋め立てについて審議（西側園路築造） 審議会承認 ※ただし、保全地区の見直しについては問題が出たとき審議する。	
4	池の頭池	平成 4 年 1 月 30 日	一部埋め立てについて審議（資源回収センター建設） 審議会承認 埋め立て面積 3,800 m ²	
5	大谷池	平成 4 年 2 月 25 日	行為申請について審議 全面埋め立てについて審議会承認	指定解除
6	整理池	平成 16 年 7 月	一部埋め立てについて審議（白水小学校建設） 審議会承認	指定解除
7	ウトロ中池	平成 17 年 8 月	一部埋め立てについて審議 審議会承認	指定解除
8	中原大池	平成 20 年 1 月	中原大池の移転の申出に対し、審議会承認 （中原大池→西浦新池へ）	
9	小池	令和元年 12 月	溜池保全地区指定解除の申出に対し、審議会承認	指定解除

資料：庁内資料

■ため池の指定解除後の状況

[大谷池]



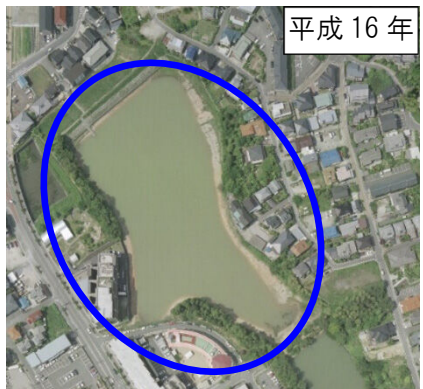
平成 7 年

宅地へ



平成 13 年

[整理池]



平成 16 年

学校用地へ



平成 19 年

[ウトロ中池]



平成 22 年

宅地へ



平成 25 年

[小池]



令和元年

造成中



令和 5 年

資料：庁内資料

(11)ため池に関する市民意向

ため池に関する現状認識や今後の維持管理、整備方針等について市民意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

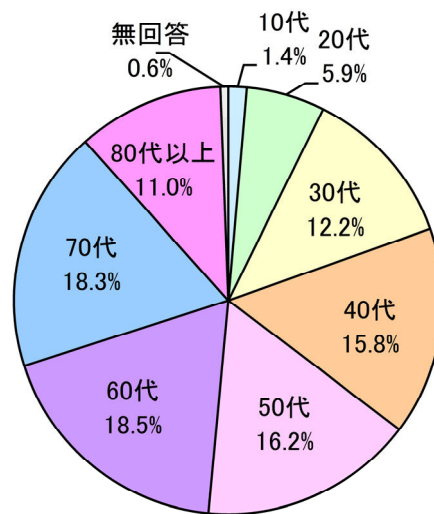
【市民アンケート調査の概要】

項目	内 容
調査目的	ため池に関する市民の意見を収集・把握し、本計画に市民の意見を反映するため
調査方法	配付：郵送 回収：郵送又はwebによる回答
調査対象	春日市内に在住する18歳以上の方1,000人
対象者の抽出方法	無作為抽出
調査実施期間	令和5年8月1日(火)～令和5年8月18日(金)
回答数(回答率)	回答数:507 (回答率:50.7%)
調査内容	(1)回答者の属性について (2)ため池について (3)ため池のあり方について

問. **回答者の年代** あなたの年齢はおいくつですか。[1 つに○印]

<全体集計>

N=507

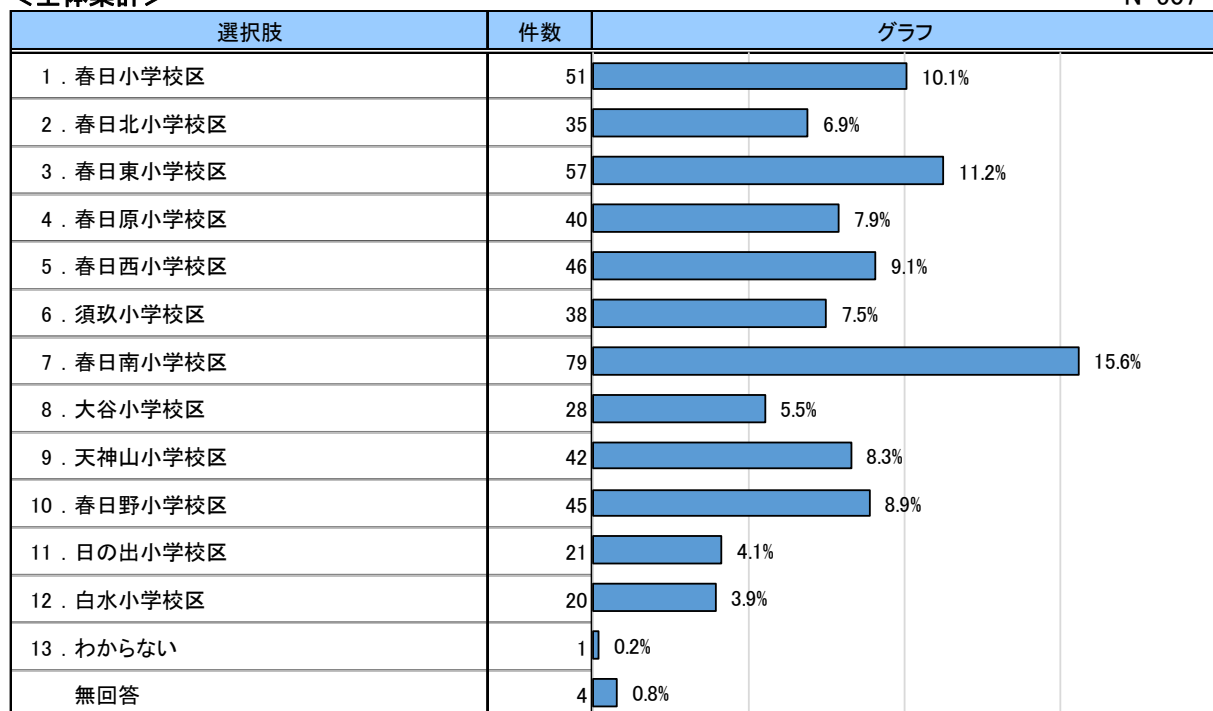


- 10代～80代以上の幅広い年代から回答を得た。
- 回答者は「60代」が最も多く18.5%で、「60代以上」が全体の約半数である。

問. **回答者の校区** あなたの現在のお住まいはどちらの地域(小学校区)ですか。[1つに○印]

<全体集計>

N=507

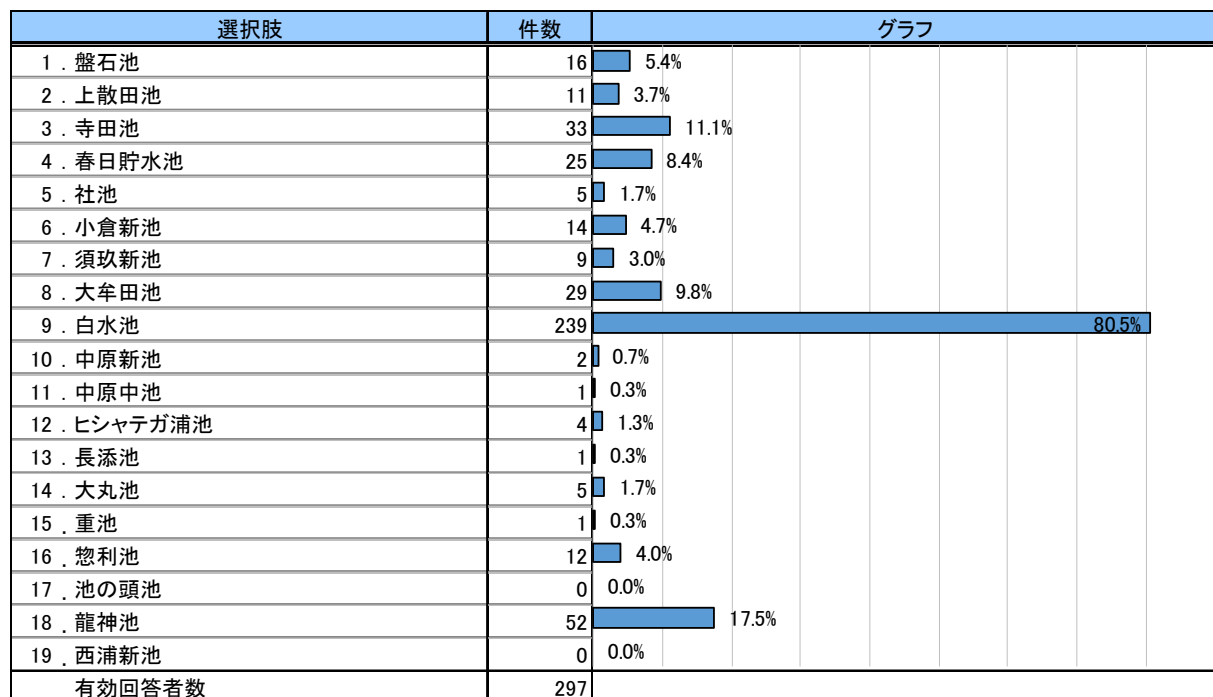


- 回答者の住む地域は、「春日南小学校区」が最も多く 15.6%、次いで「春日東小学校区」が 11.2%、「春日小学校区」が 10.1%の順となっている。

問. **思い入れのあるため池** 春日市のため池の中で、あなたの思い入れのある、または好きなため池はありますか。あれば、3つまで選び、ため池の番号と、その理由についてご回答ください。

<全体集計>

N=297



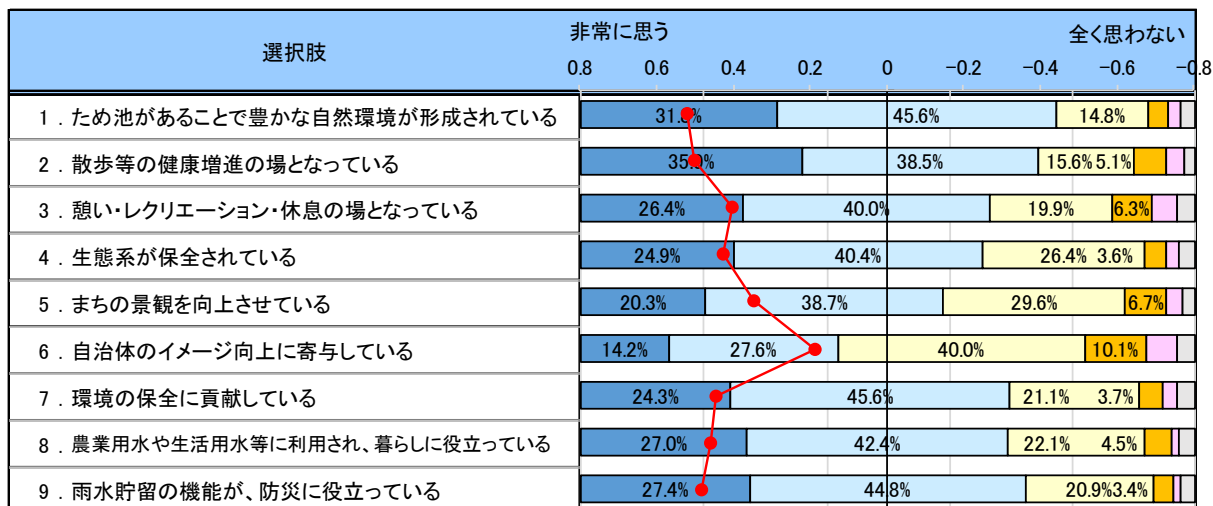
- 思い入れのある、または好きなため池として「白水池」が最も多く 80.5%、次いで「龍神池」が 17.5%、「寺田池」が 11.1%の順となっている。

問. **ため池に対する印象** 一般的なため池について、以下の1～16の各項目であてはまる番号を1つ選び、○をつけてください。[それぞれ1つに○印]

■非常に思う □やや思う □どちらでもない ■やや思わない □全く思わない □無回答・複数回答
 ● 評価の平均値(非常に思う1点、やや思う0.5点、どちらでもない0点、やや思わない-0.5点、全く思わない-1点として算出)

<全体集計>

N=507

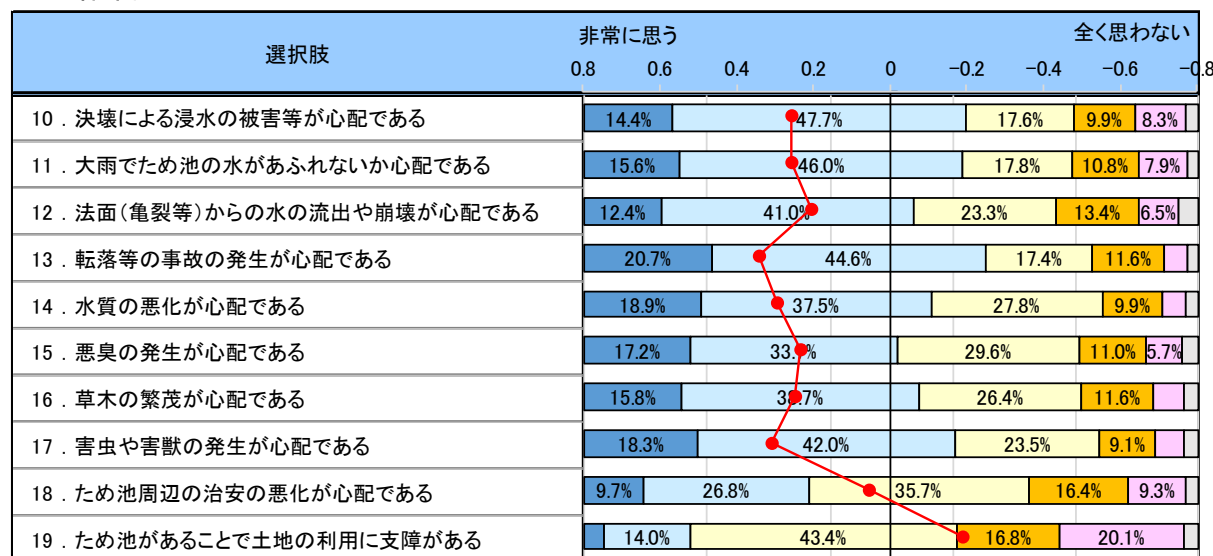


※評価の平均値は高いほど「非常に思う」、低いほど「全く思わない」

- ため池に対するポジティブな印象をたずねる設問において、評価値の平均値は、「ため池があることで豊かな自然環境が形成されている」が最も高く、次いで「散歩等の健康増進の場となっている」、「雨水貯留の機能が、防災に役立っている」の順である。

<全体集計>

N=507



- ため池に対するネガティブな印象をたずねる設問において、評価値の平均値は「転落等の事故の発生が心配である」が最も高く、次いで「害虫や害獣の発生が心配である」、「水質の悪化が心配である」の順である。

問. **維持管理・対策の方針** 春日市のため池において、今後、どのような維持管理、対策をしてほしいですか。[3つまで○印]

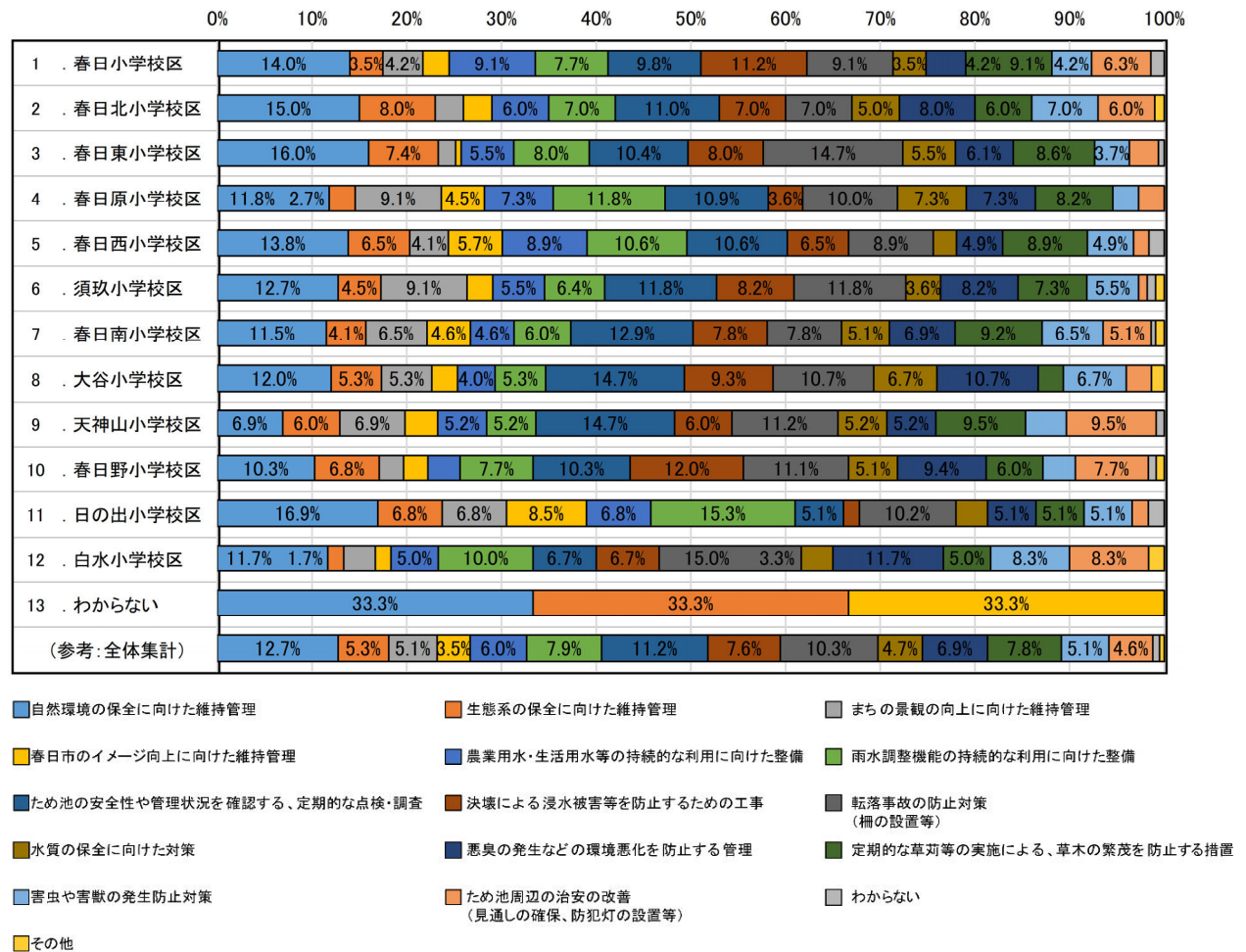
<全体集計>

N=507

選択肢	件数	グラフ
1. 自然環境の保全に向けた維持管理	179	35.3%
2. 生態系の保全に向けた維持管理	75	14.8%
3. まちの景観の向上に向けた維持管理	72	14.2%
4. 春日市のイメージ向上に向けた維持管理	49	9.7%
5. 農業用水・生活用水等の持続的な利用に向けた整備	84	16.6%
6. 雨水貯留機能の持続的な利用に向けた整備	111	21.9%
7. ため池の安全性や管理状況を確認する、定期的な点検・調査	158	31.2%
8. 決壊による浸水被害等を防止するための工事	107	21.1%
9. 転落事故の防止対策(柵の設置等)	145	28.6%
10. 水質の保全に向けた対策	66	13.0%
11. 悪臭の発生などの環境悪化を防止する管理	97	19.1%
12. 定期的な草刈等の実施による、草木の繁茂を防止する措置	109	21.5%
13. 害虫や害獣の発生防止対策	71	14.0%
14. ため池周辺の治安の改善(見通しの確保、防犯灯の設置等)	65	12.8%
15. わからない	10	2.0%
16. その他	7	1.4%
無回答・4つ以上回答	17	3.4%

- 維持管理・対策の方針として、「自然環境の保全に向けた維持管理」が最も多く 35.3%、次いで「ため池の安全性や管理状況を確認する、定期的な点検・調査」が 31.2%、「転落事故の防止対策(柵の設置等)」が 28.6%の順である。

<校区别クロス集計>



- 校区别にみると、市全体の傾向と概ね同じで「自然環境の保全に向けた維持管理」が多いが、天神山小学校区は「ため池の安全性や管理状況を確認する、定期的な点検・調査」、日の出小学校区は「雨水貯留機能の持続的な利用に向けた整備」の割合が比較的高い。

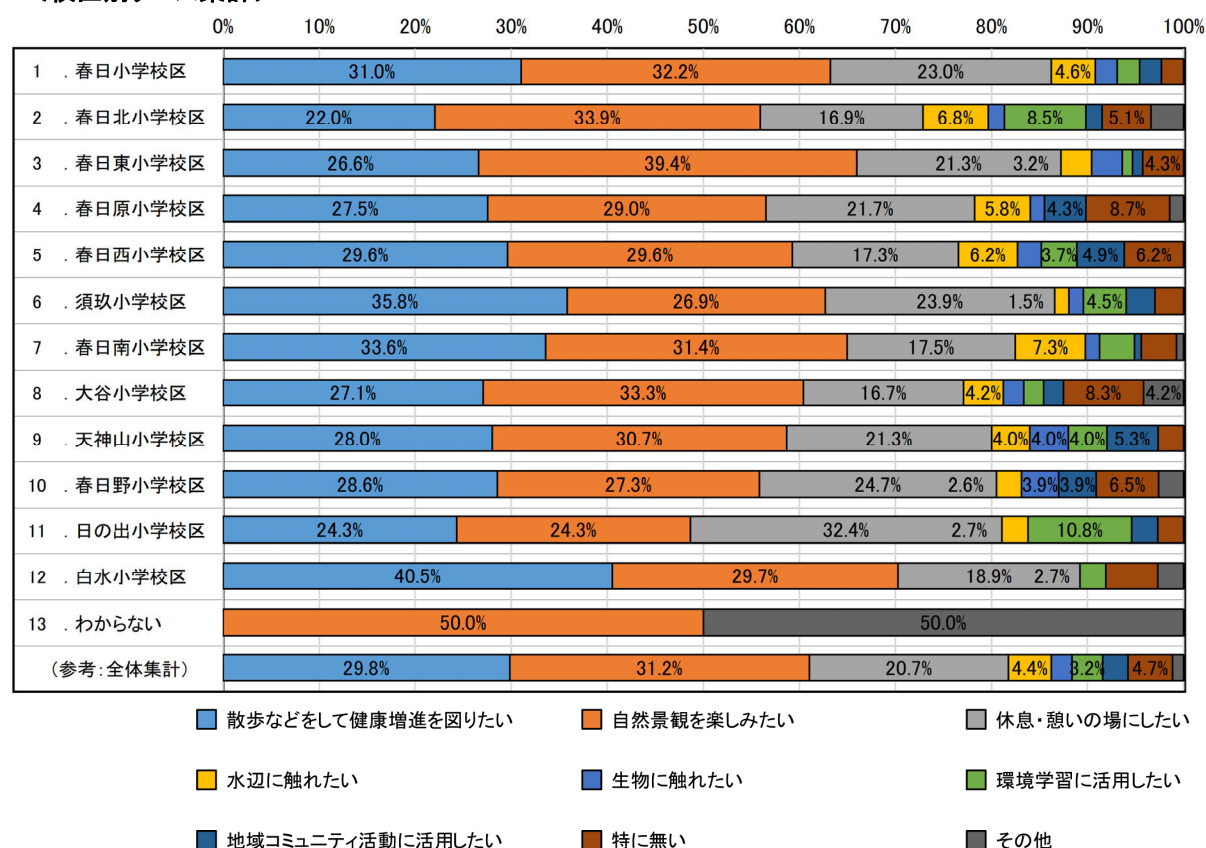
問. **活用検討の方針** 春日市のため池の活用を検討する場合、あなたはどのような活用等がしたいと考えますか。[2つまで○印]

<全体集計>

N=507

選択肢	件数	グラフ
1. 散歩などをして健康増進を図りたい	262	51.7%
2. 自然景観を楽しみたい	274	54.0%
3. 休息・憩いの場にしたい	182	35.9%
4. 水辺に触れたい	39	7.7%
5. 生物に触れたい	19	3.7%
6. 環境学習に活用したい	28	5.5%
7. 地域コミュニティ活動に活用したい	23	4.5%
8. 特に無い	41	8.1%
9. その他	10	2.0%
無回答・3つ以上回答	17	3.4%

<校区别クロス集計>



- 活用検討の方針として「自然景観を楽しみたい」が最も多く 54.0%、次いで「散歩などをして健康増進を図りたい」が 51.7%、「休息・憩いの場にしたい」が 35.9% の順である。
- 校区别にみると、市全体の傾向と概ね同じであるが、春日東小学校区では「自然景観を楽しみたい」、白水小学校区では「散歩などをして健康増進を図りたい」の割合が比較的高い。

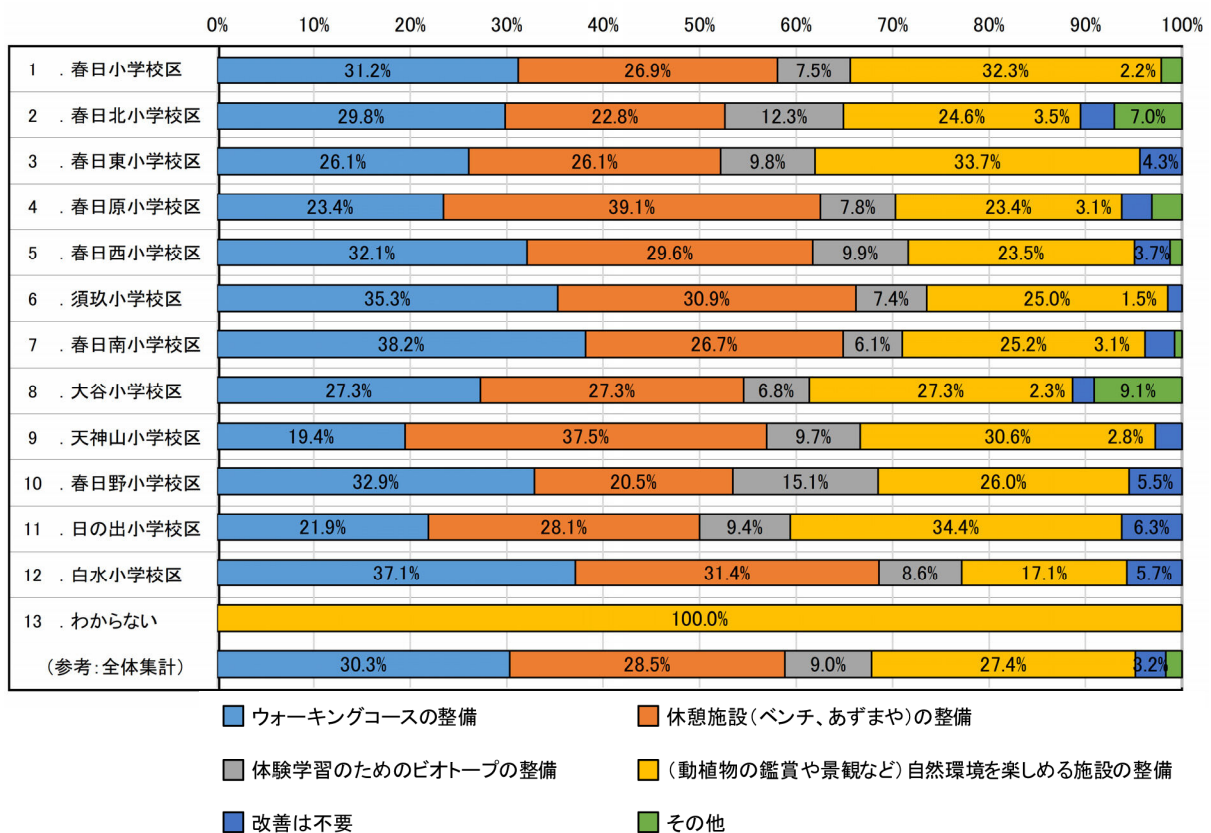
問. **改善の方針** 春日市のため池の活用を検討する場合、今後、どのような改善をしてほしいですか。
[2つまで○印]

<全体集計>

N=507

選択肢	件数	グラフ
1. ウォーキングコースの整備	257	50.7%
2. 休憩施設(ベンチ、あずまや)の整備	242	47.7%
3. 体験学習のためのビオトープの整備	76	15.0%
4. (動植物の鑑賞や景観など)自然環境を楽しむ施設の整備	232	45.8%
5. 改善は不要	27	5.3%
6. その他	14	2.8%
無回答・3つ以上回答	11	2.2%

<校別クロス集計>



- ため池の改善方針として、「ウォーキングコースの整備」が最も多く 50.7%、次いで「休憩施設(ベンチ、あずまや)の整備」が 47.7%、「(動植物の鑑賞や景観など)自然環境を楽しむ施設の整備」が 45.8%の順である。
- 校別に見ると、春日原小学校区・天神山小学校区では「休憩施設(ベンチ、あずまや)の整備」の割合が比較的高い。

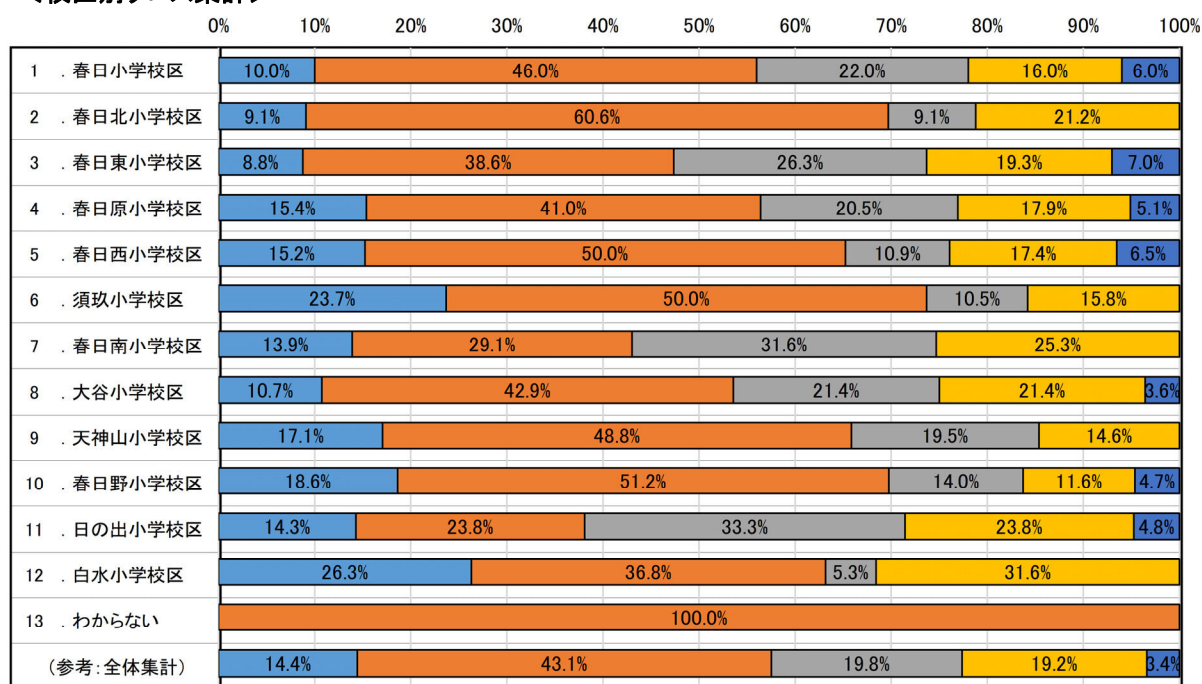
問. **転用等の方針** 今後、ため池の土地の転用等を検討する場合、あなたはどのように考えますか。
[1つに○印]

<全体集計>

N=507

選択肢	件数	グラフ
1. ため池の全部分を埋め立てて、転用して土地を活用するのがよい	72	14.2%
2. ため池の一部分を埋め立てて、水辺空間を残して活用するのがよい	215	42.4%
3. ため池の転用には反対である(必要性の低いため池も残すべきである)	99	19.5%
4. わからない	96	18.9%
5. その他	17	3.4%
無回答・複数回答	8	1.6%

<校別クロス集計>



- ため池の全部分を埋め立てて、転用して土地を活用するのがよい
- ため池の一部分を埋め立てて、水辺空間を残して活用するのがよい
- ため池の転用には反対である(必要性の低いため池も残すべきである)
- わからない
- その他

- ため池の土地の転用等について、「ため池の一部分を埋め立てて、水辺空間を残して活用するのがよい」が最も多く 42.4%であり、「ため池の全部分を埋め立てて、転用して土地を活用するのがよい」と合わせると 56.6%である。
- 一方、「ため池の転用には反対である(必要性の低いため池も残すべきである)」は 19.5%である。
- 校別にみると、「ため池の一部分を埋め立てて、水辺空間を残して活用するのがよい」が過半数を超える校区が複数ある。一方、「ため池の転用には反対である(必要性の低いため池も残すべきである)」の回答が2割超の校区も複数ある。

2-5. 現況分析まとめ

これまでの上位計画、現況整理を踏まえ、本市におけるため池保全などの方向性について整理します。

観 点	現況整理から		ため池保全などの 方向性
		市民アンケート	
防 災	○	・ 雨水貯留機能は防災に寄与	・ 雨水貯留機能の（必要性・有効性を踏まえ）維持 ・ 災害による被害や事故リスクの軽減を図る対策の推進 ・ 危機管理の徹底に向けた責任所在の明確化、関係者間の連携の推進
	△	・ 自然災害やため池の老朽化による決壊などによる建物・土地・人的な被害のおそれがある ・ 全国的にため池の転落事故が発生	
自 然 環 境	○	・ 自然豊かな市のイメージに寄与 ・ ため池や周辺環境は、良好な景観、生物生息環境、レクリエーションの場を提供	・ ため池の自然環境がもたらす機能を活かした維持・保全
	△	・ 管理不十分による景観悪化、悪臭発生などのおそれ	
管 理	○	・ 農業・生活用水に利用	・ 社会環境などの変化に対応した、ため池全体の維持管理方針の検討 ・ 必要な機能を確保するため、適正な管理の実施 ・ 法に則った適正な管理・防災工事などの推進 ・ 災害による被害や事故リスクの軽減を図る対策の推進
	—	・ 農業利用の減少、市街化の進行 ・ 法により、必要な防災工事の推進が必要	
	△	・ 管理者の高齢化などによる管理困難のおそれ ・ 管理不十分による災害、景観悪化、悪臭発生などのおそれ ・ ため池周囲の都市化進行による、決壊被害や事故危険性の増大	

○ …プラスの面
△ …マイナスの面
— …その他